

官報

号外

平成二十六年六月十九日

○第百八十六回 衆議院會議録 第三十三号

平成二十六年六月十九日(木曜日)

議事日程 第二十六号

平成二十六年六月十九日

正午開議

- 第一 平成二十一年度一般会計歳入歳出決算
平成二十一年度特別会計歳入歳出決算
平成二十一年度国税収納金整理資金受
払計算書
- 第二 平成二十一年度政府関係機関決算書
- 第三 平成二十一年度一般会計歳入歳出決算
平成二十一年度特別会計歳入歳出決算
平成二十一年度国税収納金整理資金受
払計算書
- 第四 平成二十一年度政府関係機関決算書
- 第五 平成二十一年度国有財産増減及び現在
額総計算書
- 第六 平成二十一年度国有財産無償貸付状況
総計算書

平成二十六年六月十九日 衆議院會議録第三十三号 平成二十一年度決算外八件

第六 平成二十二年国有財産増減及び現在
額総計算書

第七 平成二十二年国有財産無償貸付状況
総計算書

第八 平成二十三年国有財産増減及び現在
額総計算書

第九 平成二十三年国有財産無償貸付状況
総計算書

第十 労働安全衛生法の一部を改正する法律
案(内閣提出、参議院送付)

第十一 社会保険労務士法の一部を改正する法
律案(藺浦健太郎君外六名提出)

第十二 財団法人日本遺族会に対する国有財産
の無償貸付に関する法律の一部を改正
する法律案(金子恭之君外六名提出)

○本日の會議に付した案件

日程第一 平成二十一年度一般会計歳入歳出決
算

平成二十一年度特別会計歳入歳出決
算

平成二十一年度国税収納金整理資金
受払計算書

平成二十一年度政府関係機関決算書

平成二十一年度国有財産増減及び現在
額総計算書

平成二十一年度国有財産無償貸付状況
総計算書

日程第二 平成二十二年一般会計歳入歳出決
算

平成二十二年特別会計歳入歳出決
算

平成二十二年国税収納金整理資金
受払計算書

平成二十二年政府関係機関決算書

平成二十三年一般会計歳入歳出決
算

平成二十三年特別会計歳入歳出決
算

平成二十三年国税収納金整理資金
受払計算書

平成二十三年政府関係機関決算書

平成二十三年国有財産増減及び現
在額総計算書

平成二十三年国有財産無償貸付状
況総計算書

平成二十二年国有財産増減及び現
在額総計算書

平成二十二年特別会計歳入歳出決
算

平成二十二年国税収納金整理資金
受払計算書

平成二十二年政府関係機関決算書

平成二十二年国有財産増減及び現
在額総計算書

平成二十二年国有財産無償貸付状
況総計算書

平成二十一年度国有財産増減及び現
在額総計算書

平成二十一年度特別会計歳入歳出決
算

平成二十一年度国税収納金整理資金
受払計算書

平成二十一年度政府関係機関決算書

平成二十一年度国有財産増減及び現
在額総計算書

平成二十一年度国有財産無償貸付状
況総計算書

平成二十一年度一般会計歳入歳出決
算

平成二十一年度特別会計歳入歳出決
算

平成二十一年度国税収納金整理資金
受払計算書

平成二十一年度政府関係機関決算書

平成二十一年度国有財産増減及び現
在額総計算書

平成二十一年度国有財産無償貸付状
況総計算書

平成二十一年度一般会計歳入歳出決
算

平成二十一年度特別会計歳入歳出決
算

平成二十一年度国税収納金整理資金
受払計算書

平成二十一年度政府関係機関決算書

午後零時二分開議

○議長(伊吹文明君) これより會議を開きます。

日程第一 平成二十一年度一般会計歳入歳出
決算

平成二十一年度特別会計歳入歳出
決算

平成二十一年度国税収納金整理資
金受払計算書

平成二十一年度政府関係機関決算
書

平成二十二年一般会計歳入歳出
決算

平成二十二年特別会計歳入歳出
決算

平成二十二年国税収納金整理資
金受払計算書

平成二十二年政府関係機関決算
書

平成二十二年国有財産増減及び現
在額総計算書

平成二十二年国有財産無償貸付状
況総計算書

平成二十一年度国有財産増減及び
現在額総計算書

平成二十一年度特別会計歳入歳出
決算

平成二十一年度国税収納金整理資
金受払計算書

平成二十一年度政府関係機関決算
書

平成二十一年度国有財産増減及び
現在額総計算書

平成二十一年度国有財産無償貸付
状況総計算書

平成二十一年度一般会計歳入歳出
決算

平成二十一年度特別会計歳入歳出
決算

平成二十一年度国税収納金整理資
金受払計算書

平成二十一年度政府関係機関決算
書

平成二十一年度国有財産増減及び
現在額総計算書

平成二十一年度国有財産無償貸付
状況総計算書

平成二十一年度一般会計歳入歳出
決算

平成二十一年度特別会計歳入歳出
決算

平成二十一年度国税収納金整理資
金受払計算書

平成二十一年度政府関係機関決算
書

平成二十一年度国有財産増減及び
現在額総計算書

平成二十一年度国有財産無償貸付
状況総計算書

日程第八 平成二十三年度国有財産増減及び現在額総計算書
日程第九 平成二十三年度国有財産無償貸付状況総計算書

○議長(伊吹文明君) 日程第一、平成二十一年度

一般会計歳入歳出決算、平成二十一年度特別会計歳入歳出決算、平成二十一年度国税収納金整理資金受払計算書、平成二十一年度政府関係機関決算書、平成二十一年度一般会計歳入歳出決算、平成二十二年特別会計歳入歳出決算、平成二十二年国

成二十二年国税収納金整理資金受払計算書、平成二十二年政府関係機関決算書、平成二十二年一般会計歳入歳出決算、平成二十三年特別会計歳入歳出決算、平成二十三年国

成二十三年国税収納金整理資金受払計算書、平成二十三年政府関係機関決算書、平成二十三年一般会計歳入歳出決算、平成二十四年特別会計歳入歳出決算、平成二十四年国

成二十四年国税収納金整理資金受払計算書、平成二十四年政府関係機関決算書、平成二十四年一般会計歳入歳出決算、平成二十五年特別会計歳入歳出決算、平成二十五年国

成二十五年国税収納金整理資金受払計算書、平成二十五年政府関係機関決算書、平成二十五年一般会計歳入歳出決算、平成二十六年特別会計歳入歳出決算、平成二十六年国

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔松浪健太君登壇〕

○松浪健太君 ただいま議題となりました平成二十一年度決算外八件につきまして、決算行政監視委員会の審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、決算等の概要について申し上げます。

第一に、平成二十一年度であります。一般会計決算額は、歳入百七兆千億円余、歳出百兆九千億円余であり、特別会計決算総額は、歳入三百七十七兆八千億円余、歳出三百四十八兆円余であります。国税収納金整理資金は、収納済額五十兆四千億円余、一般会計の歳入への組入額等四十九兆七千億円余であり、政府関係機関決算総額は、収入一兆二千億円余、支出一兆五千億円余であります。

次に、国有財産増減及び現在額総計算書の年度末現在額は百七兆三千億円余であり、国有財産無償貸付状況総計算書の年度末現在額は一兆円余であります。

第二に、平成二十二年であります。一般会計決算額は、歳入百兆五千億円余、歳出九十五兆三千億円余であり、特別会計決算総額は、歳入三百八十六兆九千億円余、歳出三百四十五兆円余であります。国税収納金整理資金は、収納済額五十一兆三千億円余、一般会計の歳入への組入額等五十兆七千億円余であり、政府関係機関決算総額は、収入一兆二千億円余、支出一兆四千億円余であります。

次に、国有財産増減及び現在額総計算書の年度末現在額は百一兆一千億円余であり、国有財産無償貸付状況総計算書の年度末現在額は一兆円余であります。

第三に、平成二十三年であります。一般会計決算額は、歳入百九兆九千億円余、歳出百兆七千億円余であり、特別会計決算総額は、歳入四百九兆九千億円余、歳出三百七十六兆四千億円余であります。国税収納金整理資金は、収納済額五十二兆三千億円余、一般会計の歳入への組入額等五

十一兆六千億円余であり、政府関係機関決算総額は、収入一兆一千億円余、支出一兆二千億円余であります。

次に、国有財産増減及び現在額総計算書の年度末現在額は百二兆八千億円余であり、国有財産無償貸付状況総計算書の年度末現在額は一兆円余であります。

本委員会におきましては、平成二十一年度決算外八件につき、第百八十三回国会において、麻生財務大臣から概要説明を聴取した後、総括質疑、分科会審査を行い、第百八十五回国会において、重点事項審査、全般的審査を行いました。今国会に入り、六月十六日、締めくくり総括質疑を行った後、委員長から平成二十一年度、平成二十二年及び平成二十三年度決算に関する議決案を提出いたしました。

以下、議決案の内容を申し上げます。

本院は、各年度決算について、予算執行の実績とその効果、会計検査院の検査報告などに重点を置いて審査を行ってきたが、さらに改善を要するものが認められるのは遺憾である。

一 予算の執行状況などからみて、所期の目的が十分達成されるよう、なお一層の努力を要する事項などが見受けられる。

次の事項がその主なものであるが、政府は、これらについて特に留意して適切な措置を執り、その結果を次の常会に本院に報告すべきである。

1 決算の参照書類である「国の債務に関する計算書」に多数の誤りがあつたことについては、決算に関連する各計数の信頼性を損ないかねない重大な事態であり、誠に遺憾である。政府は、深く反省するとともに

に、二度とこのようなことが生じないように改善し再発防止に取り組むべきである。

2 財政健全化については、国の財政は、国と地方を合わせた公的債務残高が年々増加の一途を辿り、非常に厳しい状況にあることから極めて重要な課題であると認識しなければならぬ。政府は、財政運営に対する信認を確保するため、国と地方の基礎的財政収支の黒字化、公的債務残高の対国内総生産比の安定的な低下を可能な限り早期に実現すべきである。そのため、昨年八月に策定された「中期財政計画」を踏まえ、財政健全化に向けた現実的かつ具体的な道筋を可及的速やかに国民に示すべきである。

また、基礎的財政収支が黒字化された場合であっても、依然として多額の国債費の支払が必要となることを国民に対し十分に周知すべきである。

あわせて、歳出面については、社会保障支出の見直しに取り組むとともに、行政事業レビュー・政策評価の適切な反映など予算のPDCAを徹底し、税金の無駄遣いを削減し、予算の重点化・効率化を進め、歳入面については、政策税制の適正化に向けた取組を進めるなど、歳入・歳出改革に全力で取り組むべきである。

補正予算の編成に当たっては、その規模が過大にならないよう事業の必要性等の精査を厳格に行い、財政規律の確保に努めるべきである。

また、予算統制の観点、財政の健全性の確保の観点から、ストック及びフローに関する国の財務情報を把握することが重要で

あり、インフラ資産の固定資産台帳の整備等の検討とともに、複式簿記、発生主義に基づく財務諸表の開示に努めるべきである。さらに、税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現のため、マイナンバー制度の活用等を含めた税の徴収基盤の一層の強化を図るとともに、税務当局の職員の能力の向上に努めるべきである。

3 東日本大震災からの復旧・復興については、一昨年、復興予算の使途が問題となつたことに続き、自治体などが基金を造成して行う復興事業においても同様の事態が見受けられ、これらについて、政府において使途の厳格化の対応が図られているが、他方で、多額の繰越、不用額が生じているなど、復興に関する問題は未だ解消されていない。政府においては、復興関連の事業に対し適切に点検を行い、事業用地の取得迅速化のために既存の制度の抜本的な見直しを含め、被災地に必要かつ十分な支援が確実に届くよう最大限の努力をするともに、引き続き震災関連死の防止に全力で取り組むべきである。

また、被害総額の算定方法の妥当性、これまで投下された復興予算の規模の適正性、民間に対する補償の在り方、効率的かつ迅速な復旧・復興の進め方について、あらゆる知見を活用して徹底した検証を行うべきである。特に今後発生が予測されている南海トラフ巨大地震については、百六十兆円を超える被害額が見込まれていることを想起すれば、より効果的な復旧・復興の対応策が求められている。今回の震災を

教訓に様々な視点から検討を行い、対応に万全を期するべきである。

東京電力株式会社による被害者への賠償金の支払い対応については、迅速かつ誠実に行われるよう指導すべきである。

なお、会計検査院においては、今回の復興関連の事業について、正確性、合規性、経済性、効率性及び有効性の観点から検査を行うとされている会計検査院法の趣旨に沿った検査が行われているとはいえないとの指摘もある。各事業の適正性及び政策効果の検証を一段と深め、国民の負託に応えるべきである。

4 社会保障制度の改革に当たっては、給付の重点化、制度運営の効率化を進めることにより、国民負担の増大を抑制しつつ、世代間格差を是正する制度を実現すべきである。また、救急医療体制の整備、医療従事者、介護従事者の十分な確保、後発医薬品の普及促進、国公立病院等の経営状況の改善等に全力で取り組むとともに、リビン・グ・ウイルの制度化を含めた終末期医療の在り方についての検討を加速すべきである。

さらに、生活保護制度の運用に当たっては、被保護者の自立支援を充実させるとともに、不正・不適正受給対策を推進すべきである。

社会福祉法人の財務については、透明性を高めるとともに、内部留保の使用目的を明確化するよう指導すべきである。

5 エネルギー政策については、原子力規制委員会の任務の遂行における独立性の確保

に十分留意すべきである。また、高速増殖原型炉もんじゅにおいて機器の保守管理に多数の不備が発生したことは極めて遺憾である。本件に係る責任の明確化を図り、再発防止の体制整備に全力で取り組むべきである。また、現在使用されていないリサイクル機器試験施設については、その利活用方策を早急に検討すべきである。さらに、放射性廃棄物の最終処分地の選定作業が遅延している現状にかんがみ、国民の理解の促進、地元住民への説明等において国が主導的な役割を果たすべきである。

また、太陽光発電等の再生可能エネルギーの普及が促進されるような環境整備に努めるとともに、最先端の技術開発を推進すべきである。

6 我が国経済については、長期にわたるデフレと景気低迷からの脱却を実現することが直面する課題であるが、その後も長期的に安定した成長を実現していくためには、規制緩和を推進しつつ、道州制を見据えた経済成長戦略を実行していく必要がある。

また、内外の潜在需要を顕在化させつつ、中小企業やベンチャー企業が効果的に資金調達できる枠組みを検討するなど、民間投資を喚起する必要がある。加えて、観光資源等のポテンシャルを活かし、世界の多くの人々を地域に呼び込む社会の実現に努めるべきである。

成長戦略を実行するには、日本国内のみならずグローバル化を活かしたヒト・モノ・カネが自由に行き来できる環境を整備することが必要であり、それを支える足元

のインフラのひとつである日本籍船の海上輸送の国際競争力強化、船員の確保・養成を図り、経済安全保障を強化していくことは重要な課題である。また、世界的な水問題に対し、我が国企業の強みを生かしてその解決に貢献するため、水ビジネスの積極的な国際展開を進めるべきである。

労働者の賃金上昇と雇用の拡大によつてデフレからの脱却を図るよう政府としても引き続き必要な役割を果たすべきである。また、行政職場における臨時非常勤の増加に留意し、その処遇改善を図るべきである。

7 独立行政法人改革に当たっては、国民に対する説明責任を果たすために、運営費交付金の使途を明確にして、透明性のある効率的な業務運営を行うよう見直しを進めるべきである。また、法人役員の責任の明確化、監事の機能強化、再就職規制の導入等により徹底した内部統制の確立を図るべきである。

8 航空行政の実施に当たっては、国際競争基盤としての空港の重要性を十分に認識し、首都圏空港、近畿圏・中部圏空港、一般空港それぞれの機能が十分に発揮されるよう役割の明確化を図るとともに、各空港の利便性の一層の向上に努めるべきである。また、企業再生への対応に当たっては、会社間の健全な発展、安全対策の適切な実施について、十分配慮する必要がある。

9 拉致問題の解決に当たっては、拉致事件の規模や被害者数が想定以上に大規模とな

る可能性が生じていることにかんがみ、全
ての拉致被害者の安全確保及び即時帰国、
特定失踪者の消息解明、また、拉致に関す
る真相究明などに全力をあげて取り組むべ
きである。

二 会計検査院が検査報告で指摘した不当事項
については、本院もこれを不当と認める。

政府は、これらの指摘事項について、それ
ぞれ是正の措置を講じるとともに、綱紀を肅
正して、今後再びこのような不当事項が発生
することのないよう万全を期すべきである。

三 決算のうち、前記以外の事項については不
法又は不当な収入支出は認められないため異
議がない。

政府は、今後予算の作成及び執行に当たつて
は、本院の決算審議の経過と結果を十分考慮し
て、行財政改革を強力に推進し、財政運営の健
全化、行政の活性化・効率化を図るとともに、
政策評価等の実施を通じた効果的かつ効率的な
行政を推進し、もって国民の信託にこたえるべ
きである。

以上が、議決案の内容であります。

次いで、討論、採決を行った結果、平成二十一
年度、平成二十二年度及び平成二十三年度の決算
は賛成多数をもって議決案のとおり議決すべきも
のと決し、平成二十一年度、平成二十二年度及び
平成二十三年度の国有財産増減及び現在額総計算
書並びに国有財産無償貸付状況総計算書は、いず
れも賛成多数をもって是認すべきものと議決いた
しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(伊吹文明君) それでは、採決を行いま
す。

まず、日程第一から第三の各件を一括して採決
をいたします。

各件を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君
の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(伊吹文明君) 起立多数。したがって、各
件とも委員長報告のとおり議決をいたしました。

次に、日程第四及び第八の両件を一括して採決
をいたします。

両件の委員長報告はいずれも是認すべきもの
と決したものであります。両件を委員長報告のと
おり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(伊吹文明君) 起立多数。したがって、両
件とも委員長報告のとおり議決をいたしました。

次に、日程第五、第七及び第九の三件を一括し
て採決をいたします。

三件の委員長報告はいずれも是認すべきもの
と決したものであります。三件を委員長報告のと
おり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(伊吹文明君) 起立多数。したがって、三
件とも委員長報告のとおり議決をいたしました。

次に、日程第六につき採決をいたします。

本件の委員長報告は是認すべきものと決した
ものであります。本件を委員長報告のとおり決す
るに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(伊吹文明君) 起立多数。したがって、本
件は委員長報告のとおり議決をいたしました。

日程第十 労働安全衛生法の一部を改正する
法律案(内閣提出、参議院送付)

日程第十一 社会保険労務士法の一部を改正
する法律案(蘭浦健太郎君外六名提出)

日程第十二 財団法人日本遺族会に対する国
有財産の無償貸付に関する法律の一部を改
正する法律案(金子恭之君外六名提出)

○議長(伊吹文明君) それでは、次の日程に移り
ます。

日程第十、労働安全衛生法の一部を改正する法
律案、日程第十一、社会保険労務士法の一部を改
正する法律案、日程第十二、財団法人日本遺族会
に対する国有財産の無償貸付に関する法律の一部
を改正する法律案、以上三件を一括して議題とい
たします。

委員長の報告を求めます。厚生労働委員長後藤
茂之君。

労働安全衛生法の一部を改正する法律案及び同
報告書

社会保険労務士法の一部を改正する法律案及び
同報告書

財団法人日本遺族会に対する国有財産の無償貸
付に関する法律の一部を改正する法律案及び
同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔後藤茂之君登壇〕

○後藤茂之君 ただいま議題となりました各案に
ついて、厚生労働委員会における審査の経過及び
結果を御報告申し上げます。

まず、労働安全衛生法の一部を改正する法律案
について申し上げます。

本案は、最近の経済社会情勢の変化及び労働災

害の動向に即応し、労働者の安全と健康の一層の
確保を図るため、化学物質による労働者の危険ま
たは健康障害を防止するための措置を強化すると
ともに、労働者の精神的健康の保持増進のための
措置を充実すること等について定めようとするも
のであります。

本案は、参議院先議に係るもので、去る六月四
日本委員会に付託され、六日田村厚生労働大臣か
ら提案理由の説明を聴取し、十一日から質疑に入
り、十三日には参考人から意見を聴取するなど審
査を行い、昨日質疑を終局いたしました。次いで、
採決の結果、本案は全会一致をもって原案のと
おり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議を付することに決し
ました。

次に、社会保険労務士法の一部を改正する法律
案について申し上げます。

本案は、厚生労働大臣が指定する団体が行う個
別労働関係紛争に関する民間紛争解決手続におい
て特定社会保険労務士が単独で紛争の当事者を代
理することができる紛争の目的の価額の上限を引
き上げ、社会保険労務士が裁判所において補佐人
となる制度を創設し、社員が一人の社会保険労務
士法人の設立を可能とするものであります。

本案は、昨日日本委員会に付託され、同日提出者
蘭浦健太郎君から提案理由の説明を聴取し、採決
の結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可
決すべきものと議決した次第であります。

次に、財団法人日本遺族会に対する国有財産の
無償貸付に関する法律の一部を改正する法律案に
ついて申し上げます。

本案は、一般財団法人日本遺族会に無償で貸し
付けられている建物及び土地の現状に鑑み、政府

が、民間事業者に対し当該土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の増進とに資する建物の所有を目的として当該土地を貸し付けることができることとするともに、その建物の一部を取得し、一般財団法人日本遺族会に無償で貸し付けることができることとする等の措置を講ずるものであります。

本案は、昨日本委員会に付託され、同日提出者盛山正仁君から提案理由の説明を聴取し、討論、採決の結果、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。以上、御報告を申し上げます。(拍手)

○議長(伊吹文明君) それでは、順次採決を行います。

まず最初に、日程第十及び第十一の両案を一括して採決をいたします。

両案の委員長の報告はいずれも可決であります。両案を委員長報告のとおり決するに御異議はありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(伊吹文明君) 御異議なしと認めます。したがって、両案とも委員長報告のとおり可決をいたしました。

次に、日程第十二につき採決をいたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(伊吹文明君) 起立多数。したがって、本案は委員長報告のとおり可決をいたしました。

○議長(伊吹文明君) 本日は、これにて散会いたします。

午後零時二十五分散会

出席国務大臣

財務大臣 麻生 太郎君
厚生労働大臣 田村 憲久君

○議長(伊吹文明君) 報告

(条約送付及び通知)

一、去る十三日、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付し、その旨参議院に通知した。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とアラブ首長国連邦との間の条約の締結について承認を求めるの件
所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件
所得及び譲渡収益に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とオマーン国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

(通知書受領)

一、去る十三日、参議院議長から、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

投資の促進及び保護に関する日本国とサウジアラビア王国との間の協定の締結について承認を求めるの件

投資の相互の自由化、促進及び保護に関する日本国政府とモザンビーク共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

投資の自由化、促進及び保護に関する日本国政府とミャンマー連邦共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

航空業務に関する日本国政府とビルマ連邦政府との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

一、去る十三日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律

農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律の一部を改正する法律

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律

一、昨十八日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進に関する法律
児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律

マンシヨンの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律

宅地建物取引業法の一部を改正する法律
特定農林水産物等の名称の保護に関する法律
地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律

(報告書及び文書受領)

一、去る十三日、内閣から次の報告書及び文書を受領した。

死因究明等の推進に関する法律第七条第三項の規定に基づく死因究明等推進計画の報告
高齢社会対策基本法第八条第一項の規定に基づく「平成二十五年度高齢化の状況及び高齢社会対策の実施状況」に関する報告

高齢社会対策基本法第二条第二項の規定に基づく「平成二十六年度高齢社会対策」についての文書

犯罪被害者等基本法第十条の規定に基づく「平成二十五年度高齢社会対策」に関する報告
行政機関が行う政策の評価に関する法律第十九条の規定に基づく平成二十五年度高齢社会政策等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律第八条の規定に基づく「平成二十五年度高齢社会政策及び人権啓発施策」に関する報告

一、去る十三日、内閣を経由して公害等調整委員会委員長富越和厚君から、次の報告書を受領した。

公害等調整委員会設置法第十七条の規定に基づく平成二十五年度高齢社会政策等調整委員会年次報告書

十五年度人事院業務状況の報告

君

新開

重德
和參

寸上 改發

(特別委員辞任及び補欠選任)

一、去る十六日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

東日本大震災復興特別委員

辞任

補欠

林 宙紀君	井出 庸生君
畑 浩治君	小宮山泰子君
井出 庸生君	林 宙紀君
小宮山泰子君	畑 浩治君

一、去る十七日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員

辞任

補欠

池田 佳隆君	藤原 崇君
石崎 徹君	福山 守君
金子 恵美君	末吉 光徳君
新開 裕司君	小島 敏文君
中川 郁子君	菅野さち子君
細田 健一君	穴見 陽二君
小島 敏文君	鬼木 誠君
末吉 光徳君	八木 哲也君
藤原 崇君	中山 展宏君
中山 展宏君	青山 周平君
青山 周平君	大串 正樹君
穴見 陽一君	細田 健一君
大串 正樹君	池田 佳隆君
鬼木 誠君	新開 裕司君
菅野さち子君	中川 郁子君
福山 守君	石崎 徹君
八木 哲也君	金子 恵美君

一、昨十八日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

東日本大震災復興特別委員

辞任

補欠

菅家 一郎君	三ッ林裕巳君
小泉進次郎君	勝俣 孝明君
桜井 宏君	白須賀貴樹君
中野 洋昌君	國重 徹君
勝俣 孝明君	小泉進次郎君
白須賀貴樹君	桜井 宏君
三ッ林裕巳君	菅家 一郎君
國重 徹君	中野 洋昌君

(議案提出)

一、去る十三日、議員から提出した議案は次のとおりである。

琵琶湖の保全及び再生に関する特別措置法案
(吉田泉君外二名提出)
社会保険労務士法の一部を改正する法律案(園浦健太郎君外六名提出)

一、去る十六日、議員から提出した議案は次のとおりである。

死因究明等推進基本法案(橋本岳君外六名提出)
公認心理師法案(河村建夫君外八名提出)
一、去る十七日、議員から提出した議案は次のとおりである。

経済社会改革の推進に関する法律案(松田学君外一名提出)
財団法人日本遺族会に対する国有財産の無償貸付に関する法律の一部を改正する法律案(金子恭之君外六名提出)
一、昨十八日、議員から提出した議案は次のとおりである。

国外犯罪被害者の遺族に対する弔慰金の支給に関する法律案(棚橋泰文君外十名提出)

(議案受領)

一、去る十三日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。

子ども・若者育成支援推進法の一部を改正する法律案
一、去る十六日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。

国家賠償法の一部を改正する法律案
国家公務員の給与の減額措置等による国家公務員の人件費の総額の削減に関する法律案
政治資金規正法の一部を改正する法律案
政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律の一部を改正する法律案

一、去る十七日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。

インターネット等を通じて国外から行われる役務の提供に対する消費税課税の適正化のための措置に関する法律案
犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律の一部を改正する法律案
違法な国庫金の支出等に関する監査及び訴訟に関する法律案

歳入庁の設置による内国税並びに労働保険料及び年金保険料等の徴収に関する業務の効率化等の推進に関する法律案
特定秘密の保護に関する法律を廃止する法律案
瀬戸内海環境保全特別措置法の一部を改正する法律案

一、昨十八日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。

女性の健康の包括的支援に関する法律案
脳卒中対策基本法案
臨床検査技師等に関する法律及び医療法の一部を改正する法律案

(議案付託)

一、去る十六日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

公認心理師法案(河村建夫君外八名提出、衆法第四三三号) 文部科学委員会 付託
一、去る十七日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

死因究明等推進基本法案(橋本岳君外六名提出、衆法第四二二号) 内閣委員会 付託
一、昨十八日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

国民経済及び国民生活に重大な影響を及ぼすおそれのある通商に係る交渉に関する情報の提供の促進に関する法律案(玄葉光一郎君外七名提出、衆法第一九号)

総合的な行政改革を推進するための基盤の整備に関する法律案(前原誠司君外六名提出、衆法第三四号)

女性が活躍できる社会環境の整備の総合的かつ集中的な推進に関する法律案(松野博一君外七名提出、衆法第三八号)

経済社会改革の推進に関する法律案(松田学君外一名提出、衆法第四四号)
国外犯罪被害者の遺族に対する弔慰金の支給に関する法律案(棚橋泰文君外十名提出、衆法第四六号)

以上五件 内閣委員会 付託

社会保険労務士法の一部を改正する法律案(藺浦健太郎君外六名提出、衆法第四一〇号) 財団法人日本遺族会に対する国有財産の無償貸付に関する法律の一部を改正する法律案(金子恭之君外六名提出、衆法第四五五号) 以上二件 厚生労働委員会 付託 廃棄物の集積又は貯蔵等起因する周辺的生活環境の保全上の支障の除去等に関する法律案(小沢鋭仁君外八名提出、衆法第二二二号) 琵琶湖の保全及び再生に関する特別措置法案(吉田泉君外二名提出、衆法第四〇号) 以上二件 環境委員会 付託 平成二十五年年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その一)(承諾を求めるの件) 平成二十五年年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その二)(承諾を求めるの件) 平成二十五年年度特別会計予算総則第二十条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その一)(承諾を求めるの件) 平成二十五年年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その二)(承諾を求めるの件) 以上四件 決算行政監視委員会 付託 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(小沢鋭仁君外六名提出、衆法第一八八号) 議院運営委員会 付託 東日本大震災復興特別区域法の一部を改正する法律案(階猛君外二名提出、衆法第二二二号) 東日本大震災復興特別委員会 付託		(議案送付) 一、去る十三日、参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。 学校図書館法の一部を改正する法律案 サイバーセキュリティ基本法案 建築士法の一部を改正する法律案 内水面漁業の振興に関する法律案 行政書士法の一部を改正する法律案 国会法等の一部を改正する法律案 一、去る十六日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。 琵琶湖の保全及び再生に関する特別措置法案 (吉田泉君外二名提出) 社会保険労務士法の一部を改正する法律案(藺浦健太郎君外六名提出) 公認心理師法案(河村建夫君外八名提出) 一、去る十七日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。 死因究明等推進基本法案(橋本岳君外六名提出) 一、昨十八日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。 財団法人日本遺族会に対する国有財産の無償貸付に関する法律の一部を改正する法律案(金子恭之君外六名提出) 経済社会改革の推進に関する法律案(松田学君外一名提出) 国外犯罪被害者の遺族に対する弔慰金の支給に関する法律案(棚橋泰文君外十名提出) (議案通知) 一、去る十三日、次の本院議員提出案を否決した旨参議院に通知した。 国会法の一部を改正する法律案(大島敦君外四名提出)	一、去る十三日、参議院送付の次の内閣提出案を承認することを議決した旨参議院に通知した。 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とアラブ首長国連邦との間の条約の締結について承認を求めるの件 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件 所得及び譲渡収益に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とオマーン国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件 (議案通知書受領) 一、去る十三日、参議院から、次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。 日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案 一、去る十三日、参議院から、本院の送付した次の件を承認することを議決した旨の通知書を受領した。 投資の促進及び保護に関する日本国とサウジアラビア王国との間の協定の締結について承認を求めるの件 投資の相互の自由化、促進及び保護に関する日本国政府とモザンビーク共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件	投資の自由化、促進及び保護に関する日本国政府とミャンマー連邦共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件 航空業務に関する日本国政府とビルマ連邦政府との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件 一、去る十三日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。 農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律の一部を改正する法律案 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律案 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案 一、昨十八日、参議院から、次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。 地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進に関する法律案 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律案 宅地建物取引業法の一部を改正する法律案 一、昨十八日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。 マンシヨンの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律案 特定農林水産物等の名称の保護に関する法律案 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律案
---	--	---	---	--

(質問書提出)

一、去る十三日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

電子タバコの規制並びに分類に関する質問主意書(柚木道義君提出)

二ホンウナギをワシントン条約による取引規制の対象から回避するための政府の取り組みに関する質問主意書(中根康浩君提出)

中央省庁における期間業務職員の勤務環境と処遇の改善に関する質問主意書(古川元久君提出)

一、去る十六日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

原発への消防車による水の注入に関する質問主意書(菅直人君提出)

集団的自衛権の行使を可能とする政府解釈の変更を閣議決定する件に関する質問主意書(鈴木貴子君提出)

いわゆる南京事件や従軍慰安婦を世界記憶遺産とすることを中国が申請した件に関する質問主意書(鈴木貴子君提出)

我が国における政教分離の原則に係る内閣官房参与の発言に関する質問主意書(鈴木貴子君提出)

原発事故における三千万人避難計画に関する質問主意書(長妻昭君提出)

一、去る十七日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

邦人輸送中の米国輸送艦の防護オペレーションに対する安倍内閣の見解に関する質問主意書(大熊利昭君提出)

集団的自衛権行使等を検討するための政府作成事例に関する質問主意書(長妻昭君提出)

宇宙政策の司令塔機能に関する質問主意書(古川元久君提出)

ガソリンスタンドの廃業に関する質問主意書(杉本かずみ君提出)

機能強化型在宅療養支援診療所・病院についての在宅看取り実績要件に関する質問主意書(馬淵澄夫君提出)

「国民の健康寿命が延伸する社会」に向けた予防・健康管理に係る取組の推進に関する質問主意書(玉木雄一郎君提出)

福島第一原発事故の影響を描いた漫画表現に対して政府が明確な見解を述べない件に関する質問主意書(鈴木貴子君提出)

いわゆる「古田調書」への政府の取扱い等に関する第三回質問主意書(鈴木貴子君提出)

「検察の理念」を踏まえた法務省の過去の反省への取り組み等に関する第三回質問主意書(鈴木貴子君提出)

一、昨十八日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

福島県「県民健康調査『甲状腺検査』の実施状況」に関する質問主意書(杉本かずみ君提出)

遺族年金及び障害年金に関する質問主意書(丸山穂高君提出)

医師の診療報酬と柔道整復師の施術に係る療養費に関する質問主意書(丸山穂高君提出)

柔軟仕上げ剤による香料公害に関する質問主意書(丸山穂高君提出)

会社設立に関する質問主意書(井坂信彦君提出)

「警察の適正な取り調べ」に関する質問主意書(井坂信彦君提出)

年金財政検証に関する質問主意書(井坂信彦君提出)

「日本語教育機関の運営に関する基準」に関する質問主意書(井坂信彦君提出)

我が国における違法伐採対策に関する質問主意書(河野正美君提出)

福島第一原発事故とその影響等に関する質問主意書(長妻昭君提出)

刑事裁判における証拠の扱いに関する質問主意書(長妻昭君提出)

法人税を納税していない一方、多額の政治献金をしている会社に関する質問主意書(長妻昭君提出)

戦没者数が概数でしか明らかにされていない問題に関する質問主意書(長妻昭君提出)

原発事故における、いわゆる古田調書の公開に関する質問主意書(長妻昭君提出)

医療費のムダ削減に関する質問主意書(長妻昭君提出)

全要素生産性と格差の関係に関する質問主意書(長妻昭君提出)

日本の保有ブルトニウム量の報告に関する質問主意書(阿部知子君提出)

自衛隊の教育訓練に係る隊員の死亡事故等に関する質問主意書(照屋寛徳君提出)

介護サービスへの外国人導入に関する質問主意書(小池政就君提出)

信用保証制度の見直しに関する質問主意書(小池政就君提出)

在外自国民の保護に関する質問主意書(小池政就君提出)

第三国の民間船舶の防護に関する質問主意書(小池政就君提出)

NHK経営委員が他国を揶揄する発言を行ったことに対する政府の見解に関する第三回質問主意書(鈴木貴子君提出)

いわゆる袴田事件に係る再審請求決定に対する即時抗告に対する政府の説明等に関する質問主意書(鈴木貴子君提出)

河野談話の作成過程における韓国側とのすり合わせ作業に関する質問主意書(鈴木貴子君提出)

竹島問題解決に向けた安倍晋三内閣の取り組みに関する再質問主意書(鈴木貴子君提出)

検察庁における調査活動費に対する政府の認識に関する質問主意書(鈴木貴子君提出)

集団的自衛権の行使を可能とする政府解釈の変更に係る閣議決定原案を内閣法制局が了承していた件に関する質問主意書(鈴木貴子君提出)

第一八六回通常国会閉会後の内閣改造に対する安倍晋三内閣総理大臣の見解に関する質問主意書(鈴木貴子君提出)

「いわゆる従軍慰安婦問題に関連する資料等」に関する質問主意書(辻元清美君提出)

「凍土壁」の解凍要件及び撤退要件、選択経過及び代替工法に関する質問主意書(辻元清美君提出)

「建屋の止水」と「凍土壁の解凍」「対策の見直し」の相関性等に関する質問主意書(辻元清美君提出)

「建屋の止水」の「実現性」等に関する質問主意書(辻元清美君提出)

福島第一原子力発電所における「建屋の止水」工事における作業被曝等に関する質問主意書(辻元清美君提出)

集団的自衛権の行使と報復攻撃に関する質問主意書(辻元清美君提出)

東京電力福島原子力発電所事故における事故調査・検証委員会が行ったヒアリング記録に関する質問主意書(辻元清美君提出)

吉田昌郎・元福島第一原子力発電所所長に対して行われたヒアリング記録に関する質問主意書(辻元清美君提出)

九州電力川内原子力発電所の火山影響評価に関する質問主意書(辻元清美君提出)

カルデラ噴火の兆候把握等に関する質問主意書(辻元清美君提出)

(答弁書受領)

一、去る十三日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員辻元清美君提出集団的自衛権の解釈に関する第三回質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木貴子君提出「檢察の理念」を踏まえた法務省の過去の反省への取り組み等に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員小池政就君提出税理士法改正に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木貴子君提出福島第一原発事故の影響を描いた漫画表現の正否に対する政府の見解に関する第三回質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木貴子君提出「吉田調査」への政府の取扱い等に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員大熊利昭君提出学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律案成立により改正される学校教育法の施行と学長の人事権に関する質問に対する答弁書

衆議院議員大西健介君提出医療裁判において判決後に鑑定結果の矛盾や誤り等が判明した場合に関する質問に対する答弁書

衆議院議員大西健介君提出医療法人徳洲会グループ選挙違反事件における徳田虎雄前理事長の起訴中止処分に関する質問に対する答弁書

衆議院議員辻元清美君提出福島第一原子力発電所における「凍土壁」の選択経過及び代替工法に関する質問に対する答弁書

平成二十六年六月三日提出
質問 第一九三号

集団的自衛権の解釈に関する第三回質問主意書

提出者 辻元 清美

集団的自衛権の解釈に関する第三回質問主意書

辻元清美が提出した質問主意書に対し、政府は以下の答弁を閣議決定した。

●二〇一四年五月二十日提出「集団的自衛権の解釈に関する再質問主意書」

二〇一四年五月十五日の記者会見において、安倍首相は「その場所ですら突然紛争が起こることも考えられます。そこから逃げようとする日本人を、

同盟国であり、能力を有する米国が救助、輸送しているとき、日本近海で攻撃があるかもしれない。このような場合でも日本自身が攻撃を受けていなければ、日本人が乗っているこの米国の船を日本の自衛隊は守ることができない」「こうした事態は机上の空論ではありません」と「具体的な例」を示した。当該発言について問う。

1 過去、海外在留邦人が紛争国から脱出するケースで、米国に救助され、米国の艦船で輸送された事例はあるか。救助・輸送された海外在留邦人のうち民間人の人数・割合はどれくらいか。

2 過去、海外在留邦人が紛争国から脱出するケースで、紛争の一方の当事国に救助され、当該国の艦船で輸送された事例はあるか。救助・輸送された海外在留邦人のうち民間人の人数・割合はどれくらいか。

●二〇一四年五月三十日閣議決定答弁書
七の1及び2について

お尋ねの「事例」の対象範囲が必ずしも明らかではないが、例えば、平成二十三年二月、リビアにおける情勢悪化を受け現地から邦人四名が米国政府のチャーター船により輸送された例がある。なお、御指摘の「民間人」の定義が必ずしも明らかでないため、輸送された邦人のうち、「民間人」の人数、割合についてお答えすることは困難である。

当該質問主意書では、安倍総理の「二〇一四年五月十五日の記者会見」について「当該発言について問う」た、つもりであった。安倍総理は当該記者会見で、下記のように発言している。「その場所ですら突然紛争が起こることも考えら

れます。そこから逃げようとする日本人を、同盟国であり、能力を有する米国が救助、輸送しているとき、日本近海で攻撃があるかもしれない。このような場合でも日本自身が攻撃を受けていなければ、日本人が乗っているこの米国の船を日本の自衛隊は守ることができない」(発言一)

「こうした事態は机上の空論ではありません。(略)南シナ海では、この瞬間も力を背景とした一方的な行為によって国家間の対立が続いています。これは人ごとではありません。(略)北朝鮮のミサイルは、日本の大部分を射程に入れています。東京も、大阪も、皆さんの町も例外ではありません」(発言二)

しかし、政府が事例としてあげてきたのは、「リビアにおける情勢悪化」における一例のみであった。

以下、質問する。

一 安倍総理大臣が五月十五日の記者会見で用いた「邦人輸送中の米輸送艦の防護」と題するパネルで示された事態について問う。

1 A国(攻撃国)からB国(被攻撃国)が攻撃を受けるという「有事」が発生したとき、B国の在留邦人が、B国から脱出する際に、米輸送艦で輸送された事実が過去に存在するか。あれば、すべて明らかにされたか。

2 その際、米国政府から日本政府に対し、当該輸送艦について自衛隊による防護の要請が来た事実はあるか。あれば、すべて明らかにされたか。

3 その際、輸送された在留邦人のうち、大使

館職員等政府関係者の人数・割合はどれくらいか。

4 その際、輸送された在留邦人のうち、乳幼児及びその母親は含まれていたか。含まれていた場合、なぜ当該乳幼児及びその母親は、危険度のカテゴリが低い段階での脱出が不可能だったのか。外務省はどのような対処を行ったか、または怠ったのか。すべての事実について明らかにされたい。

二 「平成二十三年二月、リビアにおける情勢悪化を受け現地から邦人四名が米国政府のチャーター船により輸送された例」について問う。

1 当該チャーター船の船籍、邦人以外の乗客の人数と国籍について、明らかにされたい。

2 米国政府から日本政府に対し、当該チャーター船について自衛隊による防護の要請はあったか。その要請に対し、日本政府はどのように対応したか。

3 当該チャーター船について、両国政府の間で何らかの防護の要請・取り決めはあったか。

4 当時、リビアにおける何らかの勢力から、当該チャーター船が武力攻撃を受ける可能性は検討されたか。されたとすれば、どのような勢力による、どのような攻撃か。

5 発言一における「紛争」は、「リビアにおける情勢悪化」のようなケースも想定していたのか。

6 発言二における「こうした事態」は、当該事例も想定していたのか。

7 当該事例は、安倍総理大臣が五月十五日の

記者会見で用いた「邦人輸送中の米輸送艦の防護」と題するパネルで想定された事態に相当するか。「米輸送艦」も使われておらず、「攻撃国と被攻撃国」も存在せず、米国政府から防護の要請もなかったのだとすれば、当該パネルで想定された事態に相当しないのではないか。

8 当該事例は、現在、政府与党で協議が行われている「事例集」九頁における「事例8 邦人輸送中の米輸送艦の防護」で想定されている事態に相当するか。

9 「リビアにおける情勢悪化」は「有事」という認識か、見解を問う。

10 当該事例と、集団的自衛権の行使は、どのような関連性があるのか、見解を問う。

内閣衆質一八六第一九三号

平成二十六年六月十三日

衆議院議長 伊吹 文明殿

衆議院議員辻元清美君提出集団的自衛権の解釈に関する第三回質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員辻元清美君提出集団的自衛権の解釈に関する第三回質問に対する答弁書

一について

海外における邦人の退避の事例については、邦人が独自に退避した例もあり、網羅的に把握しているわけではないが、政府としては、お尋ねのような事例があったとは承知していない。

二の1から4までについて

御指摘のチャーター船は、米国政府により手配されたものであることから、お尋ねの当該チャーター船の船籍、邦人以外の乗客の人数及び国籍並びに当該チャーター船運航に当たつての安全性の確保に係る検討については、政府としてお答えする立場にない。また、お尋ねのような米国政府からの「要請や、両国政府間における「取り決め」はなかった。

二の5から8までについて

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、平成二十六年五月十五日の記者会見における安倍内閣総理大臣の発言及び御指摘の「事例集」は、安全保障に関する現在の国内法制の課題を分かりやすくお示しすることを念頭に置いたものであり、特定の事態を想定したものではない。

二の9及び10について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、先の答弁書（平成二十六年五月三十日内閣衆質一八六第一九三号）七の1及び2についてお答えした事例は、海外における情勢悪化を受け邦人が外国政府が手配した船により輸送された事例の一つとしてお答えしたものであり、集団的自衛権の問題と関連してお答えしたものでない。

平成二十六年六月三日提出
質問 第一九四号

「検察の理念」を踏まえた法務省の過去の反省への取り組み等に関する再質問主意書

提出者 鈴木 貴子

「検察の理念」を踏まえた法務省の過去の反省への取り組み等に関する再質問主意書

本年四月三十日、法務大臣の諮問機関であり、録音・録画等による取り調べの可視化の制度化等を検討してきた法制審議会の「新時代の刑事司法制度特別部会」が開催され、過去二十五回の議論をまとめた試案（以下、「試案」とする。）が提示された。右「前回答弁書」（内閣衆質一八六第一七三号）を踏まえ、再質問する。

一 前文で触れた法制審議会による議論の経緯に関して、「前回答弁書」で綴々書かれているが、要するに一九九〇年に栃木県足利市で当時四歳の女児が殺害されたいわゆる足利事件で容疑者とされ、無期懲役が確定し、服役中だった菅家利和さんが、女児の下着に付着していた体液のDNA型が菅家さんのものとは一致しないとの鑑定結果が出て、二〇〇九年六月四日、千葉刑務所から釈放され、後に無罪となったことや、同年、郵便料金の割引制度が悪用された事件に関連し、当時の厚生労働省の村木厚子局長が逮捕され、容疑者とされた事件を受け、最高検察庁が「検察の理念」という指針を出し、検察の捜査のあり方が取り調べや供述調書に過度に依存しているという状況を変えるため、過去の反省の上に始まったものと理解してよい。簡潔に答えられたい。

二 「試案」は、一で触れた菅家さんや村木元局長の事件、そして「検察の理念」を踏まえ、過去の不祥事に対する検察の真摯な反省が十分になされたものであると言えるかと、前回質問主意書で谷垣第一法務大臣の「試案」に対する評価を問

うたが、「前回答弁書」では「事務当局試案」は、特別部会におけるそれまでの議論を踏まえて作成されたものであるところ、現在、特別部会において、これを踏まえて更に具体的な検討が進められているところであり、法務大臣としては、まずは、その議論の状況を見守っていきたいと考えている。」との答弁がなされている。谷垣大臣として、そもそも右答弁にある議論が、一で触れた菅家さんや村木元局長の事件、そして「検察の理念」を踏まえ、過去の不祥事に対する検察の真摯な反省が十分になされた上で進められていると認識しているか。

三 谷垣大臣として、現在の法務省は、「検察の理念」を十分に踏まえた上で職務にまい進していると言えるかと前回質問主意書で問うたところ、「前回答弁書」では「法務省及び検察当局においては、検察の再生及び国民の信頼回復のための多岐にわたる改革に取り組んできたところであり、検察当局においては、その一環として『検察の理念』が策定され、勉強会の開催、各種研修における講義、日常の業務の決裁を通じた指導等によってその浸透が図られ、『検察の理念』を踏まえた職務の遂行がなされているものと承知している。」との答弁がなされている。右の「勉強会」、「各種研修」について、それぞれが実施された日にち、場所、内容並びに講師の人選等につき、詳細に説明された

四 一九六六年に静岡県で発生した強盗殺人放火事件で犯人とされ、死刑が確定した元プロボク

サーの袴田巖氏に対し、本年三月二十七日、静岡地方裁判所は、死刑および拘留の執行停止と再審開始を決定した。その一方で、静岡地検は同月三十一日、即時抗告を行っている。菅家さんや村木元局長の事件を受け、検察として「検察の理念」を策定し、また法制審議会において「試案」を出し、取り調べの可視化に向けての議論を進め、国民の理解を得るべく努力してきたことが、この即時抗告により一瞬にして水泡に帰すことになったと考える。右につき、谷垣大臣の見解を問うたが、「前回答弁書」では「お答えを差し控えたい」とされている。谷垣大臣として、検察が「検察の理念」を踏まえて真摯な反省の下、新たな道を歩んでいると言うのなら、静岡地検による即時抗告に異議を唱えるべきではなかったのか。

五 本年二月二十一日、三月十九日、四月一日に行われた衆議院法務委員会における、当方の質問に対する法務省林刑事局長の答弁を見ても、法務省、検察庁として、「検察の理念」を踏まえた真摯なものとは感じられず、法務省、検察庁としての反省は十分ではないと考える。右につき「前回答弁書」で谷垣大臣は、三の見解を示しているが、法務省、検察庁の反省が十分であるという根拠を再度明確に示された。

六 谷垣大臣として、「検察の理念」を踏まえて法務省、検察庁が真摯な反省をしているというのなら、取り調べの全過程可視化を一刻も早く法制化し、菅家さんや村木元局長のような事例を二度と繰り返させない具体的な措置を講ずるべきであると考えるが、いかがか。

七 村木元局長の事件に関連し、村木元局長の取調べを担当していた当時の大阪地方検察庁特別捜査部の前田恒彦主任検事が、証拠として押収したフロッピーディスクを改竄したとして、二〇一〇年九月二十一日、最高検察庁に逮捕された。また、前田容疑者による証拠改竄を知りながら、その事実を隠蔽していたとして、同地検特捜部前特捜部長の大坪弘道京都地方検察庁次席検事、佐賀元明神戸地方検察庁特別刑事部長が、翌月一日、犯人隠避罪の容疑で最高検により逮捕された。右に関し、同月四日、佐賀容疑者の弁護士である秋田真志氏が最高検に対し、佐賀容疑者の意向を受け、同容疑者に対する取調べの全過程を録画し、可視化することを求めていた。前田氏も佐賀氏も、現職の検察官時代は取り調べの可視化に反対しておきながら、自身が被疑者となった時、可視化措置を講ずることを求めている。このことに鑑みても、取り調べの可視化が冤罪の防止に必要であることが明白であると考えるが、谷垣大臣として、「検察の理念」を踏まえ、真摯な反省に立ち、取り調べの可視化の法制化を進める考えはあるか。右質問する。

内閣衆質一八六第一九四号
平成二十六年六月十三日

衆議院議長 伊吹 文明殿
衆議院議員鈴木貴子君提出「検察の理念」を踏まえた法務省の過去の反省への取り組み等に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕
衆議院議員鈴木貴子君提出「検察の理念」を踏まえた法務省の過去の反省への取り組み等に関する再質問に対する答弁書

一 について
お尋ねについては、先の答弁書平成二十六年五月三十日内閣衆質一八六第一七三号。以下「前回答弁書」という。一 についてでお答えしたとおりである。

二 について
法制審議会に設けられた新時代の刑事司法制度特別部会（以下「特別部会」という。）においては、前回答弁書一 について述べた諮問の経緯も踏まえつつ、時代に即した新たな刑事司法制度を構築するための法整備の在り方について、幅広い観点から検討が行われているものと認識している。

三 及び五 について
前回答弁書三から五までについてで「勉強会の開催、各種研修における講義、日常の業務の決裁を通じた指導等によってその浸透が図られ」と述べたのは、個々具体的な機会を念頭に置いたのではなく、法務本省及び各検察庁において、幹部職員や外部有識者等を講師とするなどして広く行われている勉強会や各種研修を含むあらゆる機会を通じて「検察の理念」の浸透が図られている旨を述べたものである。これを含め、法務省及び検察当局においては、検察の再生及び国民の信頼回復のための多岐にわたる改革に取り組んできたものである。

四 について
お尋ねについては、前回答弁書三から五まで

についてでお答えしたとおり、現在再審請求審係属中の刑事事件に関わる事柄については、お答えすることを差し控えたい。

六及び七について
被疑者の取調べ状況を録音・録画の方法により記録する制度の導入については、現在、特別部会において、具体的な検討が進められているところであり、法務大臣としては、まずは、その議論の状況を見守っていきたいと考えている。

平成二十六年六月四日提出
質問 第一九五号

税理士法改正に関する質問主意書

提出者 小池 政就

税理士法改正に関する質問主意書

日本公認会計士協会と日本税理士会連合会の合意に基づき、税理士制度の信頼性向上及び監査の信頼性確保の観点から、平成二十六年度税制改正において税理士制度が見直されることとされ、税理士となる資格を有する公認会計士は、公認会計士法に規定する実務補習団体等が実施する研修のうち、財務省令で定める税法に関する研修を修了した公認会計士とする税理士法の改正がなされた。

しかしながら、従前から、公認会計士に対しては、前記実務補習団体等により税法に関する研修が行われていた。

一 改正後の財務省令で定める税法に関する研修は、従前行われていた研修とどのような点で異なるものとなるか。具体的にお答えいただきたい。

二 改正後の財務省令で定める税法に関する研修は、改正前の研修と比べ、どのような点で税理士制度の信頼性向上につながるものとなるか。具体的にお答えいただきたい。

右質問する。
内閣衆質一八六第一九五号
平成二十六年六月十三日

衆議院議長 伊吹 文明殿
内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議員小池政就君提出税理士法改正に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員小池政就君提出税理士法改正に関する質問に対する答弁書

一について

平成二十六年度税制改正における税理士法(昭和二十六年法律第二百三十七号)の改正において、税理士の資格に関し、税理士となる資格を有する公認会計士は、公認会計士法(昭和二十三年法律第百三十三号)第十六条第一項に規定する実務補習団体等(以下「実務補習団体等」という。)が実施する研修のうち、財務省令で定める税法に関する研修を修了した公認会計士とすることとしている。

この財務省令で定める税法に関する研修は、税理士法第六條第一号に規定する税法に属する科目について、税理士法第七條第一項に規定する成績を得た者が有する学識と同程度のものを習得することができるものとして国税審議会が指定する研修とされている。他方、実務補習団体等により行われている現行の研修について

は、当該財務省令のような規定は定められていない。

二について

税理士の資格に関する見直しについて、一について述べたとおり、税理士法第六條第一号に規定する税法に属する科目について、税理士法第七條第一項に規定する成績を得た者が有する学識と同程度のものを習得することができるとして国税審議会が指定する研修を修了した公認会計士が、税理士となる資格を有することとなる点において、税理士制度の信頼性向上につながるものと考えている。

平成二十六年六月四日提出
質問 第一九六号

福島第一原発事故の影響を描いた漫画表現の正否に対する政府の見解に関する第三回質問主意書

提出者 鈴木 貴子

福島第一原発事故の影響を描いた漫画表現の正否に対する政府の見解に関する第三回質問主意書

本年四月二十八日及び五月十二日発売の週刊ビッグコミックスピリッツに掲載されている漫画「美味しんぼ」において、以下のような描写がなされている。

○福島県を訪問した主人公が突如鼻血を出す。その主人公に対し、双葉町の町長が、それは被ばくの影響であり、双葉町では同じ症状の人が大勢いるとの発言をする。

○震災がれきを受け入れた大阪市内のごみ焼却場周辺の住民にも、同様に鼻血の症状が出ていると専門家が発言をする。

右と「前回答弁書(内閣衆質一八六第一七九号)並びに「前々回答弁書(内閣衆質一八六第一五九号)」を踏まえ、再度質問する。

一 前々回質問主意書で、前文で触れた「美味しんぼ」における描写は、実際の事実を正確に反映したものであるか、福島県内を訪問した人に鼻血を出す症状が出て、福島県民、更には大阪市はじめ震災がれきを受け入れた自治体住民にも同様の症状を訴える人がいるという事実を、政府として承知し、把握しているかと問うたところ、「前々回答弁書」では「御指摘の『美味しんぼ』における描写の内容の二々について、政府として論評することは差し控える。」との答弁がなされている。政府として論評を控えるのはなぜかとの質問に対し、「前回答弁書」では「御指摘の『美味しんぼ』における描写の内容は、作者の表現物であることから政府として論評することとを差し控えるものである。」とされている。では政府として、漫画に限定しない、右答弁にある様々な「表現物」の内容が、事実と異なり、間違っている物であっても、一切の論評はしないということか。確認を求める。

二 「前々回答弁書」で政府は「お尋ねの削除又は訂正を求めることは考えていないが、引き続き、放射線による人体への影響等について、科学的知見に基づく正確な情報提供や風評被害の払拭に努める考えである。」と答弁している。政府として、前文で触れた「美味しんぼ」の描写につき、削除又は訂正を求めないのはなぜかとの

質問に対し、「前回答弁書」では「前回答弁書三及び四について及び五についてでお答えしたとおりである。」とされている。右答弁は、「美味しんぼ」の記述について削除または訂正を求める考えはないとの政府の見解が示されているものであり、当方はその理由を問うている。それに対し、同じ答弁をもって答弁とするという、誠実性のかけらもない答弁を政府がするのはなぜか、その理由を明らかにされたい。あわせてこの答弁書を起草した者の官職氏名を明らかにされたい。

三 「前回答弁書」並びに「前々答弁書」においても、前文で挙げたような、「美味しんぼ」で描写されているような症状について、「お尋ねの『症状を訴える人がいるという事実』は承知していない。」との答弁がなされている。右は、政府としてそのような事実を承知していないというだけで、実際にそのような症状があるか否かは、把握していないということか。

四 前文で挙げた描写が「美味しんぼ」においてなされたことで、風評被害が生じたと政府は認識しているか。

五 「美味しんぼ」の描写が正しく、実際にそのような事例があるのなら、政府として国民にその旨を正確に説明すべきであり、そうすることが、真の意味での風評被害の払しょくに繋がると考える。右に対し、「前回答弁書」では「前回答弁書一について及び三及び四についてでお答えしたとおりである。」との答弁を繰り返ししている。右の答弁がどうして当方の質問に対する答弁となり得るのか、説明を求める。

内閣衆質一八六第一九六号
平成二十六年六月十三日

衆議院議長 伊吹 文明殿
内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議員鈴木貴子君提出福島第一原発事故の影響を描いた漫画表現の正否に対する政府の見解に関する第三回質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木貴子君提出福島第一原発事故の影響を描いた漫画表現の正否に対する政府の見解に関する第三回質問に対する答弁書

一について

お尋ねについては、表現物の内容等により異なるため、一概にお答えすることは困難である。

二について

政府としては、国会法(昭和二十二年法律第七十九号)第七十四条に基づく質問に対して誠実に答弁している。

また、お尋ねの答弁書は、環境省総合環境政策局において起案し、同省においてしかるべく決裁を経た上で、内閣として決定したものである。

三について

先の答弁書(平成二十六年六月三日内閣衆質一八六第一七九号。以下「前回答弁書」という。)三についてでお答えしたとおり、「症状が見られる人がいるという事実」は承知していない。

四について

先の答弁書(平成二十六年五月二十三日内閣

衆質一八六第一五九号三及び四についてでお答えしたとおり、「美味しんぼ」における描写の内容の二々について、政府として論評することは差し控える。

五について

御指摘の趣旨が必ずしも明らかではなく、お尋ねについてお答えすることは困難であるが、前回答弁書五についてでお答えしたとおりである。

平成二十六年六月四日提出
質問 第一九七号

いわゆる「吉田調書」への政府の取扱い等に関する再質問主意書

提出者 鈴木 貴子

いわゆる「吉田調書」への政府の取扱い等に関する再質問主意書

二〇一一年三月十一日に発生した東日本大震災並びに東京電力福島第一原発事故で現場対応を担った吉田昌郎氏が、政府の事故調査・検証委員会に事故当時の様子等を答えた「聴取結果書」(以下、「吉田調書」とする。)に関し、本年五月二十日付朝日新聞はじめ、種々報道がなされている。右と「前回答弁書」(内閣衆質一八六第一七七号)を踏まえ、再質問する。

一 「吉田調書」について、原子力規制委員会の田中俊一委員長は「読んでいない」と、朝日新聞社の取材に答えていることに関し、その事実関係を問うたところ、「前回答弁書」では「これらの報告書の内容については、内閣及び原子力規制委員会委員長のいずれにおいても把握してお

り、…」との答弁がなされている。田中委員長は「吉田調書」を読み、その内容を把握していると理解して良いか。再度確認を求める。

二 「吉田調書」に関し、田中委員長が取材を受けた事実はあるか、政府として把握しているか。

三 二の取材の際、田中委員長が朝日新聞記事に書かれていたように、「吉田調書」を読んでいない旨答えたという事実はあるか、政府として把握しているか。

四 政府が「吉田調書」を公開しないとする一方で、その内容が朝日新聞に漏れてしまった理由は何かと前回質問主意書で問うたところ、「前回答弁書」では「平成二十六年五月二十日付けの朝日新聞社の報道において同社が入手したとされている『聴取結果書』が、政府事故調査委員会による吉田昌郎氏からのヒアリング結果と同一のものであるか否かについて承知していないことから、お答えすることは困難である。」との答弁がなされている。右答弁を作成した者の官職氏名を明らかにされたい。

五 政府として、本年五月二十日付朝日新聞記事における「聴取結果書」が「吉田調書」と同一のものであるか否か、確認をしているか。

六 五で、していないのなら、それはなぜか。

七 政府として、朝日新聞記事にある「聴取結果書」が「吉田調書」と同一のものであるか否かを速やかに確認し、その上でそれが報道機関に漏れてしまった経緯について調査をすべきであると考えますが、いかがか。

八 「吉田調書」には、福島第一原発事故発生後、同所員の九割に当たる職員約六百五十名が、吉

田氏の待機命令に反して十km南の福島第二原発に撤退していたことが明らかにされているとのことである。右の記述が事実だとすれば、東京電力として過酷事故に対する対応が全くできていなかったことになる。政府として新しいエネルギー計画を閣議決定し、原発を「重要なベースロード電源」と位置づけ原発を再稼働し、今後も原発を活用していく考えを有しているのなら、いかに吉田氏本人が公表を望まないとしていたとしても、その内容を広く国民に公開し、当時の事故の様子を国民と共有することが必要なのではないのか。

内閣衆質一八六第一九七号

平成二十六年六月十三日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 伊吹 文明殿

衆議院議員鈴木貴子君提出いわゆる「吉田調書」への政府の取扱い等に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木貴子君提出いわゆる「吉田調書」への政府の取扱い等に関する再質問に対する答弁書

一から三まで及び八について

東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会（以下「政府事故調査委員会」という。）が平成二十三年十二月二十六日に取りまとめた中間報告書及び平成二十四年七月二十三日に取りまとめた最終報告書並びに東京電力福島原子力発電所事故調査委員会が同月五日に国

会に提出した報告書は、御指摘の「吉田調書」を含め、関係者からのヒアリング結果とその他の資料との突合せや調査・検証による様々な事実確認を経て取りまとめられ、公表されたものと認識している。

田中原子力規制委員会委員長は、御指摘の「吉田調書」は読んでいないが、御指摘の「吉田調書」の内容も踏まえて取りまとめられたこれらの報告書の内容については把握しており、政府としては、これらの報告書の内容を踏まえ、適切に対応していくことが重要であると考えている。また、同委員長がお尋ねの「取材を受けた事実」の有無及び「吉田調書」を読んでいない旨答えたという事実の有無については、平成二十六年五月二十一日の同委員長の定例記者会見において述べているとおりであり、その内容については、原子力規制委員会ホームページで公表している。

お尋ねの答弁書は、内閣官房において起草し、内閣官房においてしかるべく決裁を経た上で、内閣として決定したものである。

お尋ねについては、平成二十六年五月二十日付けの朝日新聞社の報道において同社が入手したとされている「聴取結果書」を保有しておらず、政府事故調査委員会による吉田昌郎氏からのヒアリング結果と同一のものであるか否かについて承知していないことから、お答えすることは困難である。

平成二十六年六月五日提出
質問 第一九八号

学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律案成立により改正される学校教育法の施行と学長の人事権に関する質問主意書

提出者 大熊 利昭

学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律案成立により改正される学校教育法の施行と学長の人事権に関する質問主意書

今般、学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律案（以下、「本改正案」）が国会に提出された。本改正案は、大学の意思決定の仕組みを根本的に変更するものであり、わが国の高等教育のあり方に多大な影響を与えかねないばかりか、憲法第二十三条が保障する「学問の自由」にも抵触しかねない重要な問題を包含している。

右を踏まえ、質問する。

一 本改正案成立後の学校教育法（以下、「改正学校教育法」）の施行にあたっては、学長に広範な人事権、すなわち、新規採用教員の選考・任用、既存教員の解雇・配置転換を審議し、決定する権限（以下、「人事権」）を付与するか。

二 「付与する」というものとした場合、このことは、教授会に人事権の一部を引き続き認めることと矛盾するか。

三 「矛盾する」というものとした場合、私立学校法第一条が「私立学校の特性にかんがみ、その自主性を重んじ」云々と規定していることに鑑

みれば、改正学校教育法の執行に際して、私立学校法に抵触するおそれはないか。

四 神戸地裁昭和五十四年十二月二十五日判決、前橋地裁昭和六十三年三月十一日判決、岐阜地裁平成十三年八月十四日判決等、裁判所は、教授会が教員の任免を審議することは、憲法第二十三条の「学問の自由」およびそれから派生する「大学の自治」の要請であるとしている。この観点から、改正学校教育法が教授会の人事権を否定する場合、憲法違反のおそれはないか。

五 また、憲法違反ではないとしても、大学は毎年多額の国庫補助を受け入れており、専任教員の数とその算定の根拠のひとつとなつており。よって、国民の税金が適切かつ効果的に使われるためには、教員の任免は常に公平・公正に行われなければならない、人事権者の縁故情実に基づくようなことがあつてはならない。本改正案が可決成立した場合、学長に与えられる広範な人事権が濫用されないことは、ガバナンスの観点から、どのように担保されるか。

右質問する。

内閣衆質一八六第一九八号

平成二十六年六月十三日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 伊吹 文明殿

衆議院議員大熊利昭君提出学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律案成立により改正される学校教育法の施行と学長の人事権に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員大熊昭昭君提出学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律案成立により改正される学校教育法の施行と学長の人事権に関する質問に対する答弁書
一から五までについて

平成二十六年四月二十五日に閣議決定し、国会に提出した学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律案は、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第九十二条第三項に規定する学長の職務を変更するものではなく、お尋ねの「広範な人事権」を学長に付与するものではない。また、同法案は教授会が教員の人事について審議することを否定するものではない。

なお、現在、同法案は国会において審議されているところである。

平成二十六年六月五日提出
質問 第一九九号

医療裁判において判決後に鑑定結果の矛盾や誤り等が判明した場合に関する質問主意書

提出者 大西 健介

医療裁判において判決後に鑑定結果の矛盾や誤り等が判明した場合に関する質問主意書

医療訴訟において、鑑定は裁判の結果を決定づけるものではないとされるが、裁判官の重要な判断材料となっている。

これを踏まえ、以下について質問する。
一 医療訴訟における判決が確定した後、証拠の一つとなった鑑定について、鑑定人本人が内容

の誤りや訂正を申し出て再鑑定書を提出した場合、裁判所はこれを証拠として採用し、再審理を行うことは可能か。政府の見解は如何か。

二 専門的見地から科学的学術的に検証される医療訴訟において、証拠の一つとなった鑑定に誤りや矛盾があった場合、判決内容に疑義が生じ、裁判の正当性そのものが問われると考えるが、政府の見解は如何か。

三 高等裁判所における事案にて鑑定人本人が再鑑定書の提出を申し出ても、「書面は受け取るが証拠としては扱わない」と返答した事例があったと聞くに及ぶ。鑑定人本人だけでなく第三者の専門的見地からも鑑定内容について誤りや矛盾の指摘がある場合、これを一切取り扱わないとすれば、日本の司法における鑑定の信頼性を損ねるばかりか司法全体の機能不全ではないか。政府の見解は如何か。

内閣衆質一八六第一九九号

平成二十六年六月十三日

衆議院議長 伊吹 文明殿

衆議院議員大西健介君提出医療裁判において判決後に鑑定結果の矛盾や誤り等が判明した場合に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員大西健介君提出医療裁判において判決後に鑑定結果の矛盾や誤り等が判明した場合に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかでないが、民

事訴訟においては、法律上、再審の事由がある場合には、確定した終局判決に対し、再審の訴えをもって不服を申し立てることができ、裁判所は、当該事由がある場合には、再審開始の決定をしなければならず、当該決定が確定した場合には、不服申立ての限度で、本案の審理及び裁判をするものとされている。

二及び三について

お尋ねは、裁判所の実務運用及びその評価に関わるものであり、政府としてお答えする立場にないが、一般に、裁判所は、いわゆる当事者主義の原則の下、個別具体的な事案において、法の趣旨にのっとり適切に審理、判断等を行っているものと承知している。

平成二十六年六月五日提出
質問 第二一〇〇号

医療法人徳洲会グループ選挙違反事件における徳田虎雄前理事長の起訴中止処分に関する質問主意書

提出者 大西 健介

医療法人徳洲会グループ選挙違反事件における徳田虎雄前理事長の起訴中止処分に関する質問主意書

平成二十四年十二月の衆議院総選挙における医療法人徳洲会グループの公職選挙法違反事件に関し、平成二十五年十二月二十四日、東京地検特捜部は同法人前理事長の徳田虎雄氏につき、起訴中止処分とした。

右内容につき、質問する。

一 特捜部は徳田氏について選挙運動全体を主導

した「総括主宰者」と認定しており、この事件で逮捕された関係者は全員公判で罪を認めているにもかかわらず、主宰者として認定された徳田氏が病気を理由に責任を問われないことは司法の公正を欠くのではないか。政府の見解は如何か。

二 徳田氏は難病の筋萎縮性側索硬化症(ALS)であるが、意識は鮮明であり、文字盤を使った意思疎通は可能と報じられている。

どんな凶悪な罪を犯しても、被疑者が重篤な病気を患っている罪に問われないということなのか。政府としてどのように考えるのか。

内閣衆質一八六第二一〇〇号

平成二十六年六月十三日

衆議院議長 伊吹 文明殿

衆議院議員大西健介君提出医療法人徳洲会グループ選挙違反事件における徳田虎雄前理事長の起訴中止処分に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員大西健介君提出医療法人徳洲会グループ選挙違反事件における徳田虎雄前理事長の起訴中止処分に関する質問に対する答弁書

一及び二について

お尋ねは、個別具体的な事件における捜査機関の活動内容に関わる事柄であり、お答えすることを差し控えたい。

平成二十六年六月五日提出
質問 第一〇 一 号

福島第一原子力発電所における「凍土壁」の選
択経過及び代替工法に関する質問主意書

提出者 辻元 清美

福島第一原子力発電所における「凍土壁」の
選択経過及び代替工法に関する質問主意書
汚染水問題の早急な完全解決は、日本の政府と
国民が世界に負った責務である。

原子力災害対策本部は、平成二十五年九月三
日、汚染水問題に関する基本方針において、凍土
壁の構築を決定するとともに、「潜在的なリスク
を洗い出し、不断に具体的な予防対応や緊急対応
のあり方について検討する」としている。

原子力規制委員会特定原子力施設監視・評価検
討会においても、「撤退条件」の予めの検討の必要
性が指摘されている。

このような凍土壁が選択された経過につき、平
成二十五年五月三十日に提出された汚染水処理対
策委員会報告書(以下五月三十日報告書)では、施
工方式として、凍土壁、粘土壁、グラベル連壁の
三つを取り上げて比較検討して凍土壁の採用に
至ったとされ、新川達也経済産業省資源エネル
ギー庁原子力発電所事故収束対応室長は、平成二
十六年四月十八日の第二十回原子力規制委員会特
定原子力施設監視・評価検討会においても、「遮
水能力が高く地下水の流入抑制効果が高いとい
うこと、施工期間の短さ・施工可能性の高さ、遮水
壁を取り囲む範囲を狭くできること、それから、
取り扱う地下水の総量が少なく、地下水位の管理
が比較的容易であることから判断した。」と述べて
いる。

一方、茂木経済産業大臣は、平成二十五年九月
三十日の衆議院経済産業委員会において、馬淵澄
夫議員が、粘土壁等の恒久的な「第二壁」の検討を
同時に行うべきではないか」と質問したことに対し、
平成二十五年五月三十日の汚染水処理対策委
員会報告に「格納容器の補修が完了し、建屋内の
汚染水が完全に取り除かれ、建屋内の除染が完了
した時期(平成三十二年頃を予定)には、比較的高
い遮水能力を持ち、維持・管理が比較的容易な粘
土による遮水壁へと入れ替えを行うことも検討す
べき」(同三十五ページ)との箇所を引用し、
「フイージビリティスタディもすっかりやってい
き、効果が現れない場合には、粘土方式でどこか
で切り替える」、「(凍土壁が、リスクが高いと判
明したときは、凍土壁を内側にして取り巻く「第
二壁」をやりませんとは言っていない」(茂木経
産大臣答弁)と答弁している。

そこで、凍土壁が選択された経過、代替工法に
関連して、以下のとおり質問する。

一 第二十回 特定原子力施設監視・評価検討会
において、資源エネルギー庁新川達也原子力発
電所事故収束対応室長は、「建屋内の汚染水を
建屋周辺の地下に流出させないため、建屋周辺
の地下水位を建屋内の汚染水位より常に高く維
持することは極めて重要」と述べ、「取り扱う地
下水の総量が少ないほど、地下水位管理が比較
的容易となることから、遮水効果が高く、遮水
壁で囲い込む範囲が狭い、凍土方式とすること
が適切」と述べている。

このような議論は、水の移動と、水中にある
(核)汚染物質の移動・伝播とを混同させがちな
点で、大きな問題がある。汚染物質の移動ない

し伝播には、もちろん「移流」によるものもあ
る。しかし、建屋壁とそれを取り巻く遮水壁と
の間の水は、土中であって、ほとんど静止して
おり、建屋内の汚染された自由水とは、様々の
個所で接触状態にある。このときは、「移流」で
なく「拡散」による汚染物質の移動ないし伝播が
卓越する可能性もある。今回の福島第一原子力
発電所での汚染水について、経済産業省は「移
流」と「拡散」に関し、どのような具体的な実験事
実と理論認識を持っているか、明らかにされた
い。

二 五月三十日報告書では、施工性、工期、施工
エリア(遮水壁延長)の観点から代替案比較がな
された」と記載されている。しかし、凍土壁が選
択される場合の最も重要な論点である「その遮
水壁が恒久構造物か仮設構造物か」の点につい
て、他の工法との比較評価はなされたのか。ま
たそこで、専門的知見を得たのか。なされた
とすれば、何時、どの機関・委員会等で、誰との
間で、どのような比較評価がされたのか、検討
結果とともに、回答されたい。

三 福島第一原子力発電所の原子力建屋周辺での
地下水の実流速について、平成二十五年九月三
十日の衆議院経済産業委員会において中西宏典
経済産業省大臣官房審議官が「現状、具体的な
流速をはかっているわけではございません」と
答弁しているが、その後今日までに、地下水の
実流速の調査はなされているか。なされている
場合には、その調査地点、調査時期等の調査結
果を公開すべきと考えるが、経済産業省の見解
を明らかにされたい。なされていない場合は、
その理由を明らかにされたい。

四 凍土壁の閉合過程では、地下水の実流速が変
化すると考えられるが、考え得る非閉合箇所
の地下水の実流速の変化を、数値的に予測して
いるか。している場合には、その内容を明らか
にされたい。

五 十m四方、深さ二十七〜二十八mの小規模・
短期(凍結開始から二カ月)の凍土壁実験で得ら
れたどのようなデータから、総延長約一・五k
m、凍結維持期間七年といわれる大規模・長期
運用の凍土壁を構築するにあつての、閉合可
能性、施工可能性及び耐久性を、どのように予
測したのか、科学的・技術的に明らかにされた
い。

六 五月三十日報告書は、「建屋近傍には配管や
トレンチ等の埋設構造物が多数あり、そうした
構造物があつても施工可能で、周辺に汚染水を
流出させない施工方式であることが必要であ
る」(同三四頁)ことをあげて、凍土方式が適切
としている。しかしこれら埋設管中の水は、上
半が空いた開水路の状態で存在する可能性が高
い。このときは、埋設管を取り巻く凍土は埋設
管全断面を遮水することができず、これらの埋
設管等は、別工法によつて、別途完全に遮断し
ておく必要がある。このように、埋設管や埋設
構造物について、単独では遮水効果が生じない
ため、別工法による遮断が必要となる凍土方式
が、他の工法よりも優位となるとした根拠を明
らかにされたい。

七 第二十二回原子力規制委員会特定原子力施設
監視・評価検討会において、嘉門雅史京都大学
名誉教授は、「凍結工法をやっている会社は
たった二社しかないが、いろいろな遮水工法

があり、「できる技術者も会社も多」と指摘し、「凍土式の遮水壁は反対」と述べている。

1 「いろいろな遮水工法があり」、「できる技術者も会社も多」とする嘉門名誉教授の指摘について、政府は検証を行ったか。

2 嘉門名誉教授は「凍結工法をやっている会社はたつた二社しかない」と指摘しているが、政府も同じ認識か。そうであれば、それはどこか。

3 凍土壁ではない Soil Mixing Wall 工法、Cement Deep Mixing 工法、Trench Cutting Remixing Deep Wall 工法、RC 連続壁工法などは、何れも恒久的に機能させうる、確立された、世界に誇る日本の技術だと考えるが、政府の認識はどうか。

4 上記のような恒久的な遮水壁である地中連続壁のいくつもの工法は、凍土壁と異なり、これらの建屋間、建屋内の埋設管等を通じた地下水の流出入及び漏水を、完全に遮断することができないか。

5 上記のような恒久的地中連続壁は、凍土壁よりも、信頼性、工期、工費のどの点においても、はるかに優れると考えるが、政府の認識はどうか。このような恒久的地中連続壁に比べて、凍土壁の方が、信頼性、工期、工費の点においてすぐれているとした点について明らかにされたい。

6 上記のような恒久的地中連続壁を、日本の土木事業者が「オールジャパン」で構築すれば、今から一年以内にも、これを完成することができないではないか。恒久的地中連続壁の信頼性、工期、工費について、早急に検討

を開始すべきではないか。政府の見解を問う。

八 スリーマイル島原子力発電所事故では、原子炉は一基で、炉心融解により融解した燃料は六十二トンで、それぞれ福島第一原発事故の約四分の一であったと報告されている。また事故の翌年に、原子炉建屋内への人間の最初の立ち入りできたものの、その後六年で原子炉建屋の除染を目指したが、実際には約十一年を要した。福島第一原子力発電所では、原子炉は四基、デブリの量は四倍、汚染水の処理もままならず、三年たつた現在でも原子炉建屋内部に入ることが不可能である。また、旧ソ連のチェルノブイリ原子力発電所事故では、事故処理従事者は延べ八十六万人に及ぶといわれているが、現在の日本でそうした動員が可能とは考えられない。このように、事故の規模からみても、事故処理従業者の数をみても、凍土壁が仮設構造物であるがゆえに必要不可欠である建屋の内部からの止水工事が、「七年以内」に完了するのは事実上不可能であると考ええる。

1 茂木経産大臣は「(第二壁)をやりません」とは言っていないと答弁しているが、「第一壁」の検討は、何時、どの機関・委員会等で、誰との間で、どのような検討がなされているか、明らかにされたい。なされていない場合は、その理由を明らかにされたい。

2 「第二壁」の検討について、経済産業省が民間に委託して検討している事実はあるか。あるとすれば、委託契約時、委託先、委託事項、委託金額を明らかにされたい。

3 もし検討がなされていない場合は、茂木経

産大臣答弁にあるように、早急に「第二壁」構築の検討に入るべきと考えるがいかかが、それを第一壁として、速やかに構築に着手することこそ、汚染水対策に「国が前面に出る」とではないかと考えるが、政府の見解を明らかにされたい。

内閣衆質一八六第二〇一号
平成二十六年六月十三日

内閣総理大臣 安倍 晋三
衆議院議長 伊吹 文明殿

衆議院議員辻元清美君提出福島第一原子力発電所における「凍土壁」の選択経過及び代替工法に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員辻元清美君提出福島第一原子力発電所における「凍土壁」の選択経過及び代替工法に関する質問に対する答弁書

一について

東京電力株式会社(以下「東京電力」という。)の福島第一原子力発電所(以下「発電所」という。)におけるいわゆる汚染水への対応に関し、凍土方式の陸側遮水壁(以下「凍土壁」という。)については、原子炉建屋等への地下水の流入(以下「建屋への流入」という。)を防止するために構築するものであり、放射性物質に係る御指摘のような「移流」及び「拡散」を防止するために構築するものではない。

二について

御指摘の「恒久構造物」と「仮設構造物」の定義が必ずしも明らかでなく、お尋ねにお答えすることは困難である。

三について

発電所の敷地内の地中において土の間隙を流れる地下水の流速(以下「実流速」という。)に係る調査については、高線量であることや実流速が非常に小さく測定が困難であること等の問題があるところ、平成二十五年に政府が委託により調査方法等に係る提案を公募し、その結果を踏まえ、現在、東京電力において調査を進めているところであると承知している。

四について

御指摘の「非閉合箇所」が意味するところが必ずしも明らかではないが、東京電力及び鹿島建設株式会社が行った解析によれば、土を凍結する過程において、凍土壁を横断する方向で流れる地下水の流速は、凍結した箇所から順次減少し、凍結の遅い箇所で一時的に速くなるとの結果が得られている。

五について

発電所の敷地内において行われた御指摘の実験では、温度や水位の変化に係るデータ等から、凍土が閉合し凍土壁が構築されたこと及び凍結後も凍結管の交換が可能であり長期間運用可能であることについて確認されている。

六及び七の3から6までについて

御指摘の「恒久的に機能させうる」及び「恒久的地中連続壁」の意味するところが必ずしも明らかではないが、凍土壁は、雨水の排水等発電所の管理上現在も必要な埋設管を破断することなく原子炉建屋等の近傍に構築することが可能なため、凍土壁以外の遮水壁に比べ建屋への流入を抑制する効果が高いこと等から、我が国が世界に誇る多くの土木施工技術を含めた複数の

対策案の中から、凍土壁を優位と評価したものである。

七の1について

凍土壁の構築の他に遮水を行う工法及び当該工法に係る技術者が多数存在することについては承知している。

七の2について

凍土壁を構築することが可能な会社が国内外に何社あるかについては承知していない。

八の1及び3について

政府としては、建屋への流入を防止するための対策として、凍土壁の構築に加えて、雨水の浸透を防止するために発電所の敷地内を舗装する等の重層的な対策を講ずることとしているが、必要に応じ、これらの対策の見直しを検討することとしている。

八の2について

御指摘のような事実はない。

一、去る十七日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員小池政就君提出司法試験短答式試験に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木貴子君提出竹島問題解決に向けた安倍晋三内閣の取り組みに関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木貴子君提出いわゆる袴田事件に係る再審請求決定に対する即時抗告等に関する第三回質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木貴子君提出NHK経営委員が他国を揶揄する発言を行ったことに対する政府の見解に関する再質問に対する答弁書

平成二十六年六月六日提出
質問 第一〇二号

司法試験短答式試験に関する質問主意書

提出者 小池 政就

司法試験短答式試験に関する質問主意書

平成二十六年の司法試験法改正により、司法試験短答式試験の試験科目が、従前の公法系科目（憲法、行政法）、民事系科目（民法、商法、民事訴訟法）及び刑事系科目（刑法、刑事訴訟法）の七科目から、憲法、民法及び刑法の三科目とされた。

試験科目を現行の七科目とした理由について、平成二十六年五月十四日の衆議院法務委員会において、谷垣法務大臣は、前記七科目が将来法律家としての実務に必要な能力としての学識及びその応用能力を涵養するために必要であるからという旨の答弁をしている。

一方で、今回の法改正により試験科目を三科目にした理由について、法学未修者が法律の基礎科目を十分に修得できていないのではないかとという議論を踏まえて、基本的な法律科目をより重点的に学ばせるためという旨の答弁をしている。

この点を踏まえ、以下、質問する。

一 今回の法改正により試験科目を三科目に減らしたということは、法曹三者になろうとする者に必要な専門的な法律知識及び法的な推論の能力として求めるものが変わったという理解でよろしいか。変わったのであればその理由、また、変わっていないのであれば、将来法律家としての実務に必要な能力としての学識及びその応用能力をどのように担保するかについてお答えいただきたい。

二 平成二十六年五月十四日の衆議院法務委員会において、谷垣法務大臣は、短答式試験の試験科目を三科目とすることにより、法学未修者が基本的な科目をしっかりと身につけることができるようになるだろうということは大いに期待できる旨の答弁もしているが、政府として、試験科目を減らさざるを得なかったこれまでの法学未修者に対する法科大学院の教育内容・方法にどのような課題があると考えるか。また、その課題に対しどのような対策を採るべきと考えるか。

右質問する。

内閣衆質一八六第二〇二号

平成二十六年六月十七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 伊吹 文明殿

衆議院議員小池政就君提出司法試験短答式試験に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員小池政就君提出司法試験短答式試験に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「法曹三者になろうとする者に必要な専門的な法律知識及び法的な推論の能力として求めるもの」については、司法試験法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第五十二号）による司法試験法（昭和二十四年法律第四百号）の改正によっても変わりはない。

また、お尋ねの「将来法律家としての実務に必要な能力としての学識及びその応用能力をどのように担保するか」については、短答式によ

る筆記試験の合格に必要な成績を得た者につき、短答式による筆記試験及び論文式による筆記試験の成績を総合して司法試験の合格者の判定が行われることを通じて、担保されていると考える。

二について

お尋ねの「これまでの法学未修者に対する法科大学院の教育内容・方法にどのような課題があると考えるか」については、法学未修者には多様な者が含まれているため、それぞれに対するきめ細やかな対応を取る必要があることや、基本的な法律科目を学修する時間が十分でないため、法学既修者と比較して法学の基礎的な学識の修得が不十分となっていることが挙げられる。

また、お尋ねの「その課題に対しどのような対策を採るべきと考えるか」については、本年三月三十一日に取りまとめられた中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会の「今後検討すべき法科大学院教育の改善・充実に向けた基本的な方向性」において、法学未修者がこれまでより多く基本的な法律科目の履修が可能となるよう単位数の増加や配当年次の在り方について見直しを検討することなどが提言されていることから、現在、その実現に必要な具体的措置の検討を行っているところである。

平成二十六年六月六日提出
質問 第一〇三号

竹島問題解決に向けた安倍晋三内閣の取り組みに関する質問主意書

提出者 鈴木 貴子

竹島問題解決に向けた安倍晋三内閣の取り組みに関する質問主意書

本年六月五日、東京都内で、超党派の国会議員で構成される「日本の領土を守るため行動する議員連盟」と島根県関連団体が主催する、竹島問題の早期解決を求める集会（以下、「集会」とする。）が開催された。「集会」には後藤田正純内閣府副大臣が出席している。右を踏まえ、質問する。

一 「集会」に対する政府の評価如何。

二 本年二月二十二日、島根県が主催した竹島問題の解決を図る式典には、内閣府大臣政務官が出席している。今回、「集会」には大臣政務官ではなく副大臣と、政府を代表して出席させる者の立場をより上位にした目的は何か。右は、政府、つまり安倍晋三内閣として、より竹島問題に真剣に取り組み姿勢を見せたものと考えてるが、説明を求める。

三 我が国の抱える領土問題は、北方領土と竹島の二つのみであると考えてるが、確認を求める。

四 政府として二月七日を「北方領土の日」と定め、政府主催の式典を行っているが、竹島に関しては、島根県が独自に二月二十二日を「竹島の日」とし、島根県が主催する形で式典が行われ、政府としての取り組みはいまだなされていない。安倍内閣として、二月二十二日を日本国家が定める「竹島の日」とする考えはあるか。

五 北方領土に関しては、内閣の中に担当大臣がおり、また政府内にも北方対策本部という専門部署が置かれている。一方で、竹島問題には同様の担当大臣もおらず、専門部署も設置されていない。内閣官房に領土・主権対策企画調整室があるだけである。安倍内閣として、竹島問題に関する内閣の体制を北方領土と同様に竹島

担当大臣をおき、竹島対策本部をおく考えはあるか。

六 島根沖合水域、特に隠岐の島町周辺海域の漁業操業、安全操業を速やかに韓国側と協議すべきと考えるが政府の考え如何。右質問する。

内閣衆質一八六第二〇三号
平成二十六年六月十七日

内閣総理大臣 安倍 晋三
衆議院議長 伊吹 文明殿

衆議院議員鈴木貴子君提出竹島問題解決に向けた安倍晋三内閣の取り組みに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木貴子君提出竹島問題解決に向けた安倍晋三内閣の取り組みに関する質問に対する答弁書

一 について

政府として、政府の主催ではない個々の集会に対する評価を述べることは差し控えたい。

二 について

これまでも政府は、竹島をめぐる領土問題に関する我が国の立場を明確にする上で、より有効な方策を不断に検討してきたところであり、お尋ねの本年六月五日の出席もその一環としてのものである。

三 について

我が国が抱える領土問題には、北方四島及び竹島をめぐる問題が存在する。

四 について

お尋ねの「竹島の日」への対応については、諸

般の情勢を踏まえて、適切に対応してまいりたい。

五 について

現在、お尋ねの大臣及び本部は置かれていないが、政府としては、引き続き、竹島問題に関する我が国の立場を主張し、同問題の平和的解決を図る上で、有効な方策を不断に検討していく考えである。

六 について

政府としては、漁業に関する日本国と大韓民国との間の協定（平成十一年条約第三号）の下で、島根県沖合の排他的経済水域における漁業資源の保存及び漁業秩序の維持がなされ、我が国漁船の操業の確保が図られるよう、引き続き韓国側と協議していく考えである。

平成二十六年六月九日提出
質問 第二〇四号

いわゆる袴田事件に係る再審請求決定に対する即時抗告等に関する第三回質問主意書

提出者 鈴木 貴子

いわゆる袴田事件に係る再審請求決定に対する即時抗告等に関する第三回質問主意書
昭和四十一年に静岡県で発生した強盗殺人放火事件で犯人とされ、死刑が確定した元プロボクサーの袴田巖氏は、冤罪を訴え、再審請求を行ってきた。その袴田氏に対し、本年三月二十七日、静岡地方裁判所は、死刑および拘置の執行停止と再審開始を決定した。右と「政府答弁書」（内閣衆質一八六第一五〇号）はじめ過去の関連答弁書、並びに「前々回答弁書」（内閣衆質一八六第一六三

号）、「前回答弁書」（内閣衆質一八六第一八四号）を踏まえ、再度質問する。

一 袴田氏は四十八年もの間身柄を拘束され続けてきたが、今回袴田事件の再審が決定したことで身柄が釈放された。右に対する政府の見解、更には一人の国民の自由がこのように長期間奪われ続けてきたことに対する安倍晋三内閣総理大臣の率直な見解を求めたところ、過去の答弁書では「現在再審請求審係属中の刑事事件に関わる事柄については、お答えすることを差し控えたい。」との答弁が繰り返されていた。右の答弁内容を決めたのは、安倍総理ご自身の判断であるのかとの問いに対し、「政府答弁書」では「法務省刑事局において起案し、同省においてしかるべく決裁を経た上で、内閣として決定したものである。」との答弁がなされている。右の決裁に関わった者の官職氏名について、「前々回答弁書」並びに「前回答弁書」で「お尋ねの答弁書の決裁に関与した職員について、その官職氏名を明らかにする必要があるとは考えていない。」との答弁が繰り返されている。当方が法務省として「その官職氏名を明らかにする必要がある」とは考えていない」と考える理由を問うているのにも関わらず、同じ答弁を繰り返す理由は何であるのか説明されたい。

二 国民の代表である国会議員が、その官職氏名を問うているのに、それに対して「明らかにする必要はない」と法務省として答えるのは、あまりに上からの目線に立った傲慢な物言いであり、国民を馬鹿にすることと同じではないのか。谷垣大臣の認識、見解を問う。

三 現在はいわゆる情報公開制度が広く国民の中

で浸透しており、政府としても開示請求がなされた場合、関連法規に従った対応が求められると承知する。当方が繰り返し問うている、「政府答弁書」にある「決裁」に関わった者の官職並びに氏名につき、開示請求がなされた場合、法務省としても「前回答弁書」並びに「前々回答弁書」と同じ対応をし、開示を拒むのか。

四 袴田氏の弁護団、支援者は、袴田氏が逮捕された当時、時に一日十時間以上の長時間に渡る取調べを受け、しかもその際に、警察官により棍棒で殴られる等の熾烈な暴力にさらされたと訴えている。右の経緯につき、政府、特に法務省、検察庁として調査をしているか、調査結果云々は問うことはしないところ、調査をしているか否かのみ、明らかにされたいとの質問に対し、過去の答弁書では「裁判所に予断を与える」として答弁を拒んでいた。「前回答弁書」においても同様の答弁が繰り返されている。冒頭述べた、袴田氏が逮捕以来受けたとされる行為については、各種報道機関により報道され、広く周知されているものではないのか。調査をしているかどうか、何故「予断を与える」ことになるのか明らかにされたい。

五 四で指摘したように、袴田氏が逮捕当時、非人道的な取り調べを受けていたことがすでに広く国民の知るところとなっているのならば、仮にそのことについて政府として調査をしていることを公にしたところで、当たり前の事実が述べられたにすぎず、裁判所に予断を与えることにはならないのではないのか。再度、明確な答弁を求める。

六 今回の即時抗告を最終的に判断し、決定した

者は誰であるのかとの問いに対し、「政府答弁書では「御指摘の即時抗告については、静岡地方検察庁検察官により行われた」とされている。その後当方は、即時抗告の事務的手続きを行った者ではなく、最終的責任を負う形で即時抗告を行うという判断を下した者は誰かと問うたところ、「前回答弁書」には「静岡地方検察庁検察官により行われた」、「御指摘の即時抗告について、静岡地方検察庁検察官は、上級庁と適切に協議したものと承知している。」とある。静岡地方検察官と上級庁、右のどちらが、袴田事件に関して即時抗告を行うと、最終的な責任を負う形で判断を下したのか、再度質問する。あわせて上級庁とはどこをさすのか。右質問する。

内閣衆質一八六第二〇四号
平成二十六年六月十七日

内閣総理大臣 安倍 晋三
衆議院議長 伊吹 文明殿

衆議院議員鈴木貴子君提出いわゆる袴田事件に係る再審請求決定に対する即時抗告等に関する第三回質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木貴子君提出いわゆる袴田事件に係る再審請求決定に対する即時抗告等に関する第三回質問に対する答弁書

一及び二について

先の答弁書（平成二十六年六月六日内閣衆質一八六第一八四号）一についてにおいて「お尋ねについては、先の答弁書（平成二十六年五月十三日内閣衆質一八六第一五〇号）一についてで

お答えしたとおりであるから、お尋ねの答弁書の決裁に関与した職員については、その官職氏名を明らかにする必要があるとは考えていない。」と答弁したのは、先の答弁書（平成二十六年五月二十七日内閣衆質一八六第一六三号。以下「一六三号答弁書」という。）一についてにおいて「お尋ねの答弁書の決裁に関与した職員について、その官職氏名を明らかにする必要があるとは考えていない」と答弁した理由が、先の答弁書（平成二十六年五月十三日内閣衆質一八六第一五〇号。以下「一五〇号答弁書」という。）一についてでお答えしたとおり、先の答弁書（平成二十六年四月二十五日内閣衆質一八六第一二五号）は、法務省刑事局において起案し、同省においてしかるべく決裁を経た上で、内閣として決定したものである点にあることを明らかにするためであり、政府としては、国会法（昭和二十二年法律第七十九号）第七十四条に基づく質問に対して誠実に答弁している。

三について

御指摘の場合には、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）に従って適切に対応することとなる。

四及び五について

お尋ねについては、一六三号答弁書二についてでお答えしたとおり、現在再審請求審係属中の事件における公表していない捜査機関等の活動内容を裁判所に推知させることとなるため、裁判所に予断を与えるものと考えている。

六について
お尋ねの「最終的な責任を負う形で判断を下した」が具体的に何を指すのか必ずしも明らか

でないが、一五〇号答弁書四についてでお答えしたとおり、御指摘の即時抗告は、静岡地方検察庁検察官により行われたものと承知している。

また、一五〇号答弁書三についてでお答えしたとおり、お尋ねの「上級庁」は、最高検察庁及び東京高等検察庁である。

平成二十六年六月九日提出
質問 第一一〇五号

NHK経営委員が他国を揶揄する発言を行ったことに対する政府の見解に関する再質問主意書

提出者 鈴木 貴子

NHK経営委員が他国を揶揄する発言を行ったことに対する政府の見解に関する再質問主意書

NHK経営委員を務める百田尚樹氏は、本年五月二十四日に自民党岐阜県連の定期大会に講師として出席した際、「軍隊は家に例えると、防犯用の力ギであり、（軍隊を持つことは）しつかりと鍵をつけようということ」としたうえで、バヌアツ、ナウルの国名を挙げ、「家に例えると、くそ貧乏長屋で、泥棒も入らない」との発言（以下、「百田発言」とする。）を行ったと承知する。右と「前回答弁書」（内閣衆質一八六第一八七号）を踏まえ、再質問する。

一 政府として「百田発言」の内容を正確に承知しているかとの質問に対し、「前回答弁書」では「その発言の具体的内容は承知していない。」との答弁がなされている。政府として、「百田発

言」の正確な内容を承知し、把握する意志はあるか。

二 「百田発言」に対する政府の見解を問うても、「前回答弁書」では「日本放送協会の経営委員会の委員が個人的に行つた発言等について、政府として見解を述べることは差し控えたい。」との答弁がなされている。NHK経営委員会委員は国会で同意を得なくてはならない人事であり、国民の同意がなくてはその任に就けない役職であると承知するが、確認を求めらる。

三 NHKには毎年国家予算が投じられ、経営委員会委員の報酬にも国民の尊い税金が含まれてゐると理解するが、確認を求めらる。

四 二・三で指摘したように、NHK経営委員会委員がその役職に選ばれた際に国会の同意が必要であり、またその報酬には国民の尊い税金が含まれてゐることに鑑みても、経営委員会委員が個人的に行つた発言であつたとしても、それが特に我が国の名誉に関わるものであるならば、政府として「見解を述べることは差し控えたい」と第三者の立場を貫こうとするのは、あまりに無責任ではないのか。この答弁書を起草した者の官職氏名を明らかにされたい。

五 政府として、世界においてどの国家が軍隊等の武力組織を有しないか把握しているか、政府として、「百田発言」にあるように、バヌアツ、ナウルが軍隊等の武力組織を有しないのは、同国の経済水準に理由があると考へてゐるのかとの問いに対し、「前回答弁書」では「お尋ねの『軍隊等の武力組織』の定義が必ずしも明らかではない、一概にお答えすることは困難であり、また、お尋ねのような事項について網羅的には把握していない。」との答弁がなされている。右で

言う「軍隊等の武力組織」とは、米国で言うならば、外務省H P (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/usa/data.html#03>)の(一)二〇一二年度国防予算 六千四百六十億ドル(二)兵役 志願制(三)約百三十八、八万人、二〇一二年九月三十日現在との説明がなされているアメリカ軍のことであり、我が国で言えば自衛隊のことを指す。こうした定義づけがなされる「軍隊等の武力組織」を有しない国々が世界にいてあるか、政府として把握しているか、再度質問する。

六 バヌアツ、ナウルの国々が、五で定義づけをした「軍隊等の武力組織」を有していないのは、「百田発言」にあるように、両国の経済水準に理由があると、政府としても考へてゐるのか。

七 政府として、NHK経営委員会という公職の立場にある者が他国を揶揄する発言を行つたことに對し、百田氏本人に真意をたずねるはあらかとの質問に對し、「前回答弁書」では「お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではない」とある。当方の質問の趣旨のどこが明らかではないのか説明されたい。

八 百田氏は自民党という個別政党の会合に出席し、「百田発言」を行つてゐる。またその際に「自民党のみならず、頑張つて下さい」との、同党を激励するかの発言も行つてゐると承知するが、政府としてその詳細を把握しているのかとの問いに對し、「前回答弁書」では「具体的内容は承知していない。」とされている。そもそもNHK経営委員会委員が特定の政党の会合に出席し、その政党に對して激励の言葉を発するといふ行為が許されるのか否か、政府の見解を示されたい。

九 百田氏は本年二月の東京都知事選挙において応援演説をした際にも、他の候補を「人間のクズ」等と罵る等の言動を行つてゐる。今回の一連の発言を見ても、百田氏はNHK経営委員の任に堪へ得る人物ではないと考へるが、政府としてその人事を再考する考へはあるのかとの問いに對し、「前回答弁書」では「委員相互の真摯な議論を通じて、経営委員会全体として、法の規定に従ひ、その役割を果たしていただくことを期待している。」との答弁がなされている。そもそも現在の会長及びNHK経営委員会は、右答弁にある「その役割」を果たしてゐるか。政府の見解如何。右質問する。

内閣衆質一八六第二〇五号
平成二十六年六月十七日

衆議院議長 伊吹 文明殿
内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議員鈴木貴子君提出NHK経営委員会他国を揶揄する発言を行つたことに対する政府の見解に関する再質問に對し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木貴子君提出NHK経営委員会他国を揶揄する発言を行つたことに対する政府の見解に関する再質問に對する答弁書

一 について
日本放送協会(以下「協会」という。)の経営委員会委員が個人的に行つた発言について、政府として「正確な内容を承知し、把握する」考へはない。

二 について

お尋ねについては、先の答弁書(平成二十六年二月二十一日内閣衆質一八六第三二号)四についてでお答えしたとおり、協会の経営委員会委員の選任については、放送法(昭和二十五年法律第百三十二号。以下「法」という。)第三十一条第一項の規定により、公共の福祉に關し公正な判断をすることができ、広い経験と知識を有する者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命することとされている。

三 について

お尋ねについては、協会の経営委員会委員の報酬に對して予算を措置しておらず、御指摘の「経営委員会委員の報酬にも国民の尊い税金が含まれてゐる」という事実はないと承知してゐる。

四 について

お尋ねの答弁書は、総務省情報流通行政局において起草し、同省においてしかるべく決裁を経た上で、内閣として決定したものである。

五 について

政府として把握している限りでは、我が国が承認している国家のうち、お尋ねの「軍隊等の武力組織」を保有しない国家は、キリバス、クック、サモア、ソロモン、ツバル、ナウル、バヌアツ、パラオ、マーシャル、ミクロネシア、グレナダ、コスタリカ、セントクリストファー・ネイビス、セントビンセント、セントルシア、ドミニカ、ハイチ、パナマ、アイスランド、アンドラ、コソボ、サンマリノ、バチカン、モナコ、リヒテンシュタイン及びモリシヤスである。

六について

お尋ねは、他国の政策に関するものであり、政府としてお答えすることは差し控えたい。

七について

政府として、先の答弁書(平成二十六年六月六日内閣衆質一八六第一八七号。以下「前回答弁書」という。)五についての答弁がお尋ねの趣旨に即しているか必ずしも定かではないと考えるところから、御指摘のとおり述べたものである。

八について

一般論として申し上げれば、協会の経営委員会の委員については、委員としての職務以外の場において、自らの思想信条に基づいて行動すること自体は妨げられるものではないと認識している。

九について

前回答弁書八については、「会長」についてお答えしたものではないが、協会の経営委員会については、経営委員会全体として、引き続き、法の規定に従い、その役割を果たしていただくことを期待している。

平成二十一年度一般会計歳入歳出決算、平成二十一年度特別会計歳入歳出決算、平成二十一年度国税収納金整理資金受払計算書及び平成二十一年度政府関係機関決算書に関する報告書

一 決算の内容

1 平成二十一年度一般会計歳入歳出決算

平成二十一年度の一般会計歳入歳出決算

平成二十六年六月十九日 衆議院会議録第三十三号

平成二十一年度決算に関する報告書

は、歳入決算額百七兆千四百四十二億四千三百十億円余、歳出決算額百兆九千七百三十四億二千四百三十八万円余であり、差引き六兆千四百八億千八百七十二万円余の剰余を生じたが、この剰余金は、財政法第四十一条の規定により、平成二十二年年度の一般会計の歳入に繰入れ済みである。

なお、平成二十一年度における財政法第六条の純剰余金は、一兆六千二百四十六億八千二百八十七万円余である。

以上の決算額を予算額等と比較すると、

歳入においては、予算額百二兆五千五百八十一億五千五百五十四万円余(当初予算額八十八兆五千四百八十億百三十二万円余、予算補正追加額二十三兆四千四百六十七億二千二百六十六万円、予算補正修正減少額九兆九千三百六十六億六千七百四十三万円余)に比し、四兆五千五百六十億八千七百五十六万円余の増加となっている。

歳出においては、予算額百二兆五千五百八十一億五千五百五十四万円余(当初予算額八十八兆五千四百八十億百三十二万円余、予算補正追加額二十二兆二千四百二十二億二千八百五十五万円余、予算補正修正減少額八兆九千九百四十億七千四百三十三万円余)に前年度繰越額四兆五千五百八十八億三千四百四十九万円余を加えた歳出予算額百七兆六千八百八十九億九千三万円余に対し、支出済歳出額は百兆九千七百三十四億二千四百三十八万円余であり、その差額は六兆九百五十五億六千五百六十四万円余である。このうち、翌年度繰越額は三兆九千四百三十三億五千六百四十一万円余、明許繰越

三兆八千八百五十六億八千九百八十八万円余、事故繰越五百四十六億六千六百五十二万円余、不用額は二兆五千五百五十二億九百二十三万円余である。

債務負担額(保証債務及び損失補償債務の負担額を除く。)は、平成二十一年度末現在六百三十一兆四千九百九十四億四千四百十万円余であり、この債務のうち、公債は五百九十六兆七千七百三十二億五千七百四十四万円余である。

保証債務及び損失補償債務負担額は、平成二十一年度末現在四十九兆九千二百十八億六千六十六万円余である。

2 平成二十一年度特別会計歳入歳出決算

平成二十一年度の特別会計の数は二十一であり、その歳入歳出の決算額の合計額は、歳入三百七十七兆八千九百三十一億六千六百七十七円余、歳出三百四十八兆六千六百億三千四百七十七万円余である。また、翌年度繰越額の合計額は十三兆九千五百十六億九千九百七十四万円余、不用額の合計額は十六兆五千五百四十七億九千六百三十三万円余である。

債務負担額は、平成二十一年度末現在二百七十一兆九千六百七十二億二千二百三十三万円余である。この債務のうち、公債は百二十三兆七千七百四十四億九千三百七十四万円余、借入金金は三十八兆八千八百二十二億五千八百八十二万円余、政府短期証券は百六兆二百八十一億円である。

3 平成二十一年度国税収納金整理資金受払計算書

平成二十一年度の国税収納金整理資金の受入れ及び支払いは、資金への収納済額五十兆

四千八百四十五億八千七百七十二万円余、資金からの一般会計等の歳入への組入額等四十九兆七千七百三十七億二千八百三十三万円余であり、差引き七千八百八億五千三百五十八万円余が平成二十一年度末の剰余資金となる。これは主として特定地方税に係る還付金の支払決定未済のものである。

4 平成二十一年度政府関係機関決算書

平成二十一年度の政府関係機関の数は三であり、その収入支出の決算額の合計は、収入一兆二千七百七十一億九千七百三十万円余、支出一兆五千三百億九千九百七十五万円余である。

二 議決の内容

平成二十一年度の一般会計歳入歳出決算、特別会計歳入歳出決算、国税収納金整理資金受払計算書及び政府関係機関決算書につき、次のとおり議決すべきものと決定した。

本院は、平成二十一年度決算について、予算執行の実績とその効果、会計検査院の検査報告などに重点を置いて審議を行ってきたが、さらに改善を要するものが認められるのは遺憾である。

1 予算の執行状況などからみて、所期の目的が十分達成されるよう、なお一層の努力を要する事項などが見受けられる。

次の事項がその主なものであるが、政府は、これらについて特に留意して適切な措置を執り、その結果を次の常会に本院に報告すべきである。

(1) 決算の参照書類である「国の債務に関する計算書」に多数の誤りがあったことにつ

いては、決算に関連する各計数の信頼性を損ないかねない重大な事態であり、誠に遺憾である。政府は、深く反省するとともに、二度とこのようなことが生じないよう改善し再発防止に取り組むべきである。

(2) 財政健全化については、国の財政は、国と地方を合わせた公的債務残高が年々増加の一途を辿り、非常に厳しい状況にあることから極めて重要な課題であると認識しなければならぬ。政府は、財政運営に対する信託を確保するため、国と地方の基礎的財政収支の黒字化、公的債務残高の対国内総生産比の安定的な低下を可能な限り早期に実現すべきである。そのため、昨年八月に策定された「中期財政計画」を踏まえ、財政健全化に向けた現実的かつ具体的な道筋を可及的速やかに国民に示すべきである。また、基礎的財政収支が黒字化された場合であっても、依然として多額の国債費の支払が必要となることを国民に対し十分に周知すべきである。

あわせて、歳出面については、社会保障支出の見直しに取り組むとともに、行政事業レビュー・政策評価の適切な反映など予算のPDCAを徹底し、税金の無駄遣いを削減し、予算の重点化・効率化を進め、歳入面については、政策税制の適正化に向けた取組を進めるなど、歳入・歳出改革に全力で取り組むべきである。

補正予算の編成に当たっては、その規模が過大にならないよう事業の必要性等の精査を厳格に行い、財政規律の確保に努める

べきである。

また、予算統制の観点、財政の健全性の確保の観点から、ストック及びフローに関する国の財務情報を把握することが重要であり、インフラ資産の固定資産台帳の整備等の検討とともに、複式簿記、発生主義に基づき財務諸表の開示に努めるべきである。さらに、税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現のため、マイナンバー制度の活用等を含めた税の徴収基盤の一層の強化を図るとともに、税務当局の職員の能力の向上に努めるべきである。

(3) 東日本大震災からの復旧・復興については、一昨年、復興予算の使途が問題となつたことに続き、自治体などが基金を造成して行う復興事業においても同様の事態が見受けられ、これらについて、政府において使途の厳格化の対応が図られているが、他方で、多額の繰越、不用額が生じているなど、復興に関する問題は未だ解消されていない。政府においては、復興関連の事業に対し適切に点検を行い、事業用地の取得迅速化のために既存の制度の抜本的な見直しを含め、被災地に必要かつ十分な支援が確実に届くよう最大限の努力をすることともに、引き続き震災関連死の防止に全力で取り組むべきである。

また、被害総額の算定方法の妥当性、これまで投下された復興予算の規模の適正性、民間に対する補償の在り方、効率性かつ迅速な復旧・復興の進め方について、あらゆる知見を活用して徹底した検証を行う

べきである。特に今後発生が予測されている南海トラフ巨大地震については、百六十兆円を超える被害額が見込まれていることを想起すれば、より効果的な復旧・復興の対応策が求められている。今回の震災を教訓に様々な視点から検討を行い、対応に万全を期するべきである。

東京電力株式会社による被害者への賠償金の支払い対応については、迅速かつ誠実にやられるよう指導すべきである。

なお、会計検査院においては、今回の復興関連の事業について、正確性、合規性、経済性、効率性及び有効性の観点から検査を行うとされている会計検査院の趣旨に沿った検査が行われているとは言い難いと指摘もある。各事業の適正性及び政策効果の検証を一段と深め、国民の負託に応えるべきである。

(4) 社会保障制度の改革に当たっては、給付の重点化、制度運営の効率化を進めることにより、国民負担の増大を抑制しつつ、世代間格差を是正する制度を実現すべきである。また、救急医療体制の整備、医療従事者、介護従事者の十分な確保、後発医薬品の普及促進、国公立病院等の経営状況の改善等に全力で取り組むとともに、リビング・ウィルの制度化を含めた終末期医療の在り方についての検討を加速すべきである。

さらに、生活保護制度の運用に当たっては、被保護者の自立支援を充実させるとともに、不正・不適正受給対策を推進すべき

である。

社会福祉法人の財務については、透明性を高めるとともに、内部留保の使用目的を明確化するように指導すべきである。

(5) エネルギー政策については、原子力規制委員会の任務の遂行における独立性の確保に十分留意すべきである。また、高速増殖原型炉もんじゅにおいて機器の保守管理に多数の不備が発生したことは極めて遺憾である。本件に係る責任の明確化を図り、再発防止の体制整備に全力で取り組むべきである。また、現在使用されていないリサイクル機器試験施設については、その利活用方策を早急に検討すべきである。さらに、放射性廃棄物の最終処分地の選定作業が遅延している現状にかんがみ、国民の理解の促進、地元住民への説明等において国が主導的な役割を果たすべきである。

また、太陽光発電等の再生可能エネルギーの普及が促進されるような環境整備に努めるとともに、最先端の技術開発を推進すべきである。

(6) 我が国経済については、長期にわたるデフレと景気低迷からの脱却を実現することが直面する課題であるが、その後も長期的に安定した成長を実現していくためには、規制緩和を推進しつつ、道州制を見据えた経済成長戦略を実行していく必要がある。

また、内外の潜在需要を顕在化させつつ、中小企業やベンチャー企業が効果的に資金調達できる枠組みを検討するなど、民間投資を喚起する必要がある。加えて、観

光資源等のポテンシャルを活かし、世界の多くの人々を地域に呼び込む社会の実現に努めるべきである。

成長戦略を実行するには、日本国内のみならずグローバル化を活かしたヒト・モノ・カネが自由に行き来できる環境を整備することが必要であり、それを支える足元のインフラのひとつである日本籍船の海上輸送の国際競争力強化、船員の確保・養成を図り、経済安全保障を強化していくことは重要な課題である。また、世界的な水問題に対し、我が国企業の強みを生かしてその解決に貢献するため、水ビジネスの積極的な国際展開を進めるべきである。

労働者の賃金上昇と雇用の拡大によってデフレからの脱却を図るよう政府としても引き続き必要な役割を果たすべきである。また、行政職場における臨時非常勤の増加に留意し、その処遇改善を図るべきである。

(7) 独立行政法人改革に当たっては、国民に対する説明責任を果たすために、運営費交付金の使途を明確にして、透明性のある効率的な業務運営を行うよう見直しを進めるべきである。また、法人役員の責任の明確化、監事の機能強化、再就職規制の導入等により徹底した内部統制の確立を図るべきである。

(8) 航空行政の実施に当たっては、国際競争基盤としての空港の重要性を十分に認識し、首都圏空港、近畿圏・中部圏空港、一般空港それぞれの機能が十分に発揮されるよう役割の明確化を図るとともに、各空港

の利便性の一層の向上に努めるべきである。また、企業再生への対応に当たっては、会社間の健全な発展、安全対策の適切な実施について、十分配慮する必要もある。

(9) 拉致問題の解決に当たっては、拉致事件の規模や被害者数が想定以上に大規模となる可能性が生じていることにかんがみ、全ての拉致被害者の安全確保及び即時帰国、特定失踪者の消息解明、また、拉致に関する真相究明などに全力をあげて取り組むべきである。

2 会計検査院が検査報告で指摘した不当事項については、本院もこれを不当と認める。

政府は、これらの指摘事項について、それは正の措置を講じるとともに、綱紀を肅正して、今後再びこのような不当事項が発生することのないよう万全を期すべきである。

3 決算のうち、前記以外の事項については不法又は不当な収入支出は認められないため異議がない。

政府は、今後予算の作成及び執行に当たっては、本院の決算審議の経過と結果を十分考慮して、行財政改革を強力に推進し、財政運営の健全化、行政の活性化・効率化を図るとともに、政策評価等の実施を通じて効果的かつ効率的な行政を推進し、もって国民の信託にこたえるべきである。

平成二十六年六月十六日

決算行政監視委員長 松浪 健太
衆議院議長 伊吹 文明殿

平成二十二年一般会計歳入歳出決算、平成二十二年特別会計歳入歳出決算、平成二十二年国税収納金整理資金受払計算書及び平成二十二年政府関係機関決算書に関する報告書

一 決算の内容

1 平成二十二年一般会計歳入歳出決算

平成二十二年の一般会計歳入歳出決算は、歳入決算額百兆五千三百四十五億六千二百七十四万四千円、歳出決算額九兆五千三百二十三億四千七百七十万四千円であり、差引き五兆二千二百二十二億二千四百四万四千円の剰余を生じたが、この剰余金は、財政法第四十一条の規定により、平成二十三年の一般会計の歳入に繰入れ済みである。

なお、平成二十二年における財政法第六条の純剰余金は、一兆四千六百五十一億六千八百八十七万四千円である。

以上の決算額を予算額等と比較すると、

歳入においては、予算額九十六兆七千二百八十三億九千二百六十八万四千円（当初予算額九十二兆二千九百九十一億九千二百六十一万四千円、予算補正追加額五兆九千六百六十九億三千七百五十七万四千円、予算補正修正減少額一兆五千三百二十七億三千七百五十万四千円）に比し、三兆八千六十一億七千六万四千円の増加となっている。

歳出においては、予算額九十六兆七千二百八十三億九千二百六十八万四千円（当初予算額九十二兆二千九百九十一億九千二百六十一万四千円、予算補正追加額五兆九千六百六十九億六千二百三十三万四千円、予算補正修正減少額一兆四千三

百十二億六千六十六万四千円）に前年度繰越額三兆九千四百三十三億五千六百四十一万四千円を加えた歳出予算額百兆六千六百八十七億四千九百九十九万四千円に対し、支出済歳出額は九十五兆三千二百二十三億四千七百七十万四千円であり、その差額は五兆三千五百六十四億七百三十九万四千円である。このうち、翌年度繰越額は三兆二千百十五億八千三百三十二万四千円（明許繰越二兆九千六百六十九億四千六百六十五万四千円、事故繰越二千四百四十六億四千六百六十七万四千円、不用額は二兆四千四百四十八億二千四百六十六万四千円である。

債務負担額（保証債務及び損失補償債務の負担額を除く。）は、平成二十二年末現在六百六十八兆八千六百三十三億八千五百六十三万四千円であり、この債務のうち、公債は六千三百九十九兆九百四十三億九千六百八十一万四千円である。

保証債務及び損失補償債務負担額は、平成二十二年末現在四十八兆八千六百二十四億四千六百二十万四千円である。

2 平成二十二年特別会計歳入歳出決算

平成二十二年の特別会計の数は十八であり、その歳入歳出の決算額の合計額は、歳入三百八十六兆九千八百四十九億七千七百六十五万四千円、歳出三百四十五兆七千四百億五千二百八十八万四千円である。また、翌年度繰越額の合計額は十五兆七千七百二十四億四千四百四十万四千円、不用額の合計額は二十一兆三千八百四十五億六千五百二十二万四千円である。

債務負担額は、平成二十二年末現在二百七十一兆六千二百五十七万四千円である。

る。この債務のうち、公債は百十九兆五千三百二十三億六千五百五十五万円余、借入金は三十七兆八千六百四十九億五千九百八十二万円余、政府短期証券は百十兆七千八百四十七億四千万円である。

3 平成二十二年国稅収納金整理資金受払計算書

平成二十二年年度の国稅収納金整理資金の受入れ及び支払いは、資金への収納済額五十一兆三千八百五十九億九千三百二十八万四円余、資金からの一般会計等の歳入への組入額等五十兆七千二百二十二億二千八百二十九万四円余であり、差引き六千六百三十七億六千四百九十八万四円余が平成二十二年年度の残余資金となる。これは主として特定地方税に係る還付金の支払決定未済のものである。

4 平成二十二年政府関係機関決算書

平成二十二年年度の政府関係機関の数は三であり、その収入支出の決算額の合計は、収入一兆二千四百四十四億九千二百七十八万四円余、支出一兆四千六十三億四千三百三十二万四円余である。

二 議決の内容

平成二十二年年度の一般会計歳入歳出決算、特別会計歳入歳出決算、国稅収納金整理資金受払計算書及び政府関係機関決算書につき、次のとおり議決すべきものと決定した。

本院は、平成二十二年年度決算について、予算執行の実績とその効果、会計検査院の検査報告などに重点を置いて審議を行ってきたが、さらに改善を要するものが認められるのは遺憾である。

1 予算の執行状況などからみて、所期の目的が十分達成されるよう、なお一層の努力を要する事項などが見受けられる。

次の事項がその主なものであるが、政府は、これらについて特に留意して適切な措置を執り、その結果を次の常会に本院に報告すべきである。

(1) 決算の参照書類である「国の債務に関する計算書」に多数の誤りがあつたことについては、決算に関連する各計数の信頼性を損ないかねない重大な事態であり、誠に遺憾である。政府は、深く反省するとともに、二度とこのようなことが生じないよう改善し再発防止に取り組むべきである。

(2) 財政健全化については、国の財政は、国と地方を合わせた公的債務残高が年々増加の一途を辿り、非常に厳しい状況にあることから極めて重要な課題であると認識しなければならぬ。政府は、財政運営に対する信認を確保するため、国と地方の基礎的財政収支の黒字化、公的債務残高の対国内総生産比の安定的な低下を可能な限り早期に実現すべきである。そのため、昨年八月に策定された「中期財政計画」を踏まえ、財政健全化に向けた現実的かつ具体的な道筋を可及的速やかに国民に示すべきである。

また、基礎的財政収支が黒字化された場合であっても、依然として多額の国債費の支払が必要となることを国民に対し十分に周知すべきである。

あわせて、歳出面については、社会保障支出の見直しに取り組むとともに、行政事

業レビュー・政策評価の適切な反映など予算のPDCAを徹底し、税金の無駄遣いを削減し、予算の重点化・効率化を進め、歳入面については、政策税制の適正化に向けた取組を進めるなど、歳入・歳出改革に全力で取り組むべきである。

また、被害総額の算定方法の妥当性、これまで投下された復興予算の規模の適正性、民間に対する補償の在り方、効率的かつ迅速な復旧・復興の進め方について、あらゆる知見を活用して徹底した検証を行うべきである。特に今後発生が予測されている南海トラフ巨大地震については、百六十九兆円を超える被害額が見込まれていることを想起すれば、より効果的な復旧・復興の対応策が求められている。今回の震災を教訓に様々な観点から検討を行い、対応に万全を期するべきである。

また、予算統制の観点、財政の健全性の確保の観点から、ストック及びフローに関する国の財務情報を把握することが重要であり、インフラ資産の固定資産台帳の整備等の検討とともに、複式簿記、発生主義に基づく財務諸表の開示に努めるべきである。さらに、税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現のため、マイナンバー制度の活用等を含めた税の徴収基盤の一層の強化を図るとともに、税務当局の職員の能力の向上に努めるべきである。

東京電力株式会社による被害者への賠償金の支払い対応については、迅速かつ誠実に実行されるよう指導すべきである。

(3) 東日本大震災からの復旧・復興については、一昨年、復興予算の使途が問題となつたことに続き、自治体などが基金を造成して行う復興事業においても同様の事態が見受けられ、これらについて、政府において使途の厳格化の対応が図られているが、他方で、多額の繰越、不用額が生じているなど、復興に関する問題は未だ解消されていない。政府においては、復興関連の事業に対し適切に点検を行い、事業用地の取得迅速化のために既存の制度の抜本的な見直し

を含め、被災地に必要かつ十分な支援が確実に届くよう最大限の努力をするとともに、引き続き震災関連死の防止に全力で取り組むべきである。

また、被害総額の算定方法の妥当性、これまで投下された復興予算の規模の適正性、民間に対する補償の在り方、効率的かつ迅速な復旧・復興の進め方について、あらゆる知見を活用して徹底した検証を行うべきである。特に今後発生が予測されている南海トラフ巨大地震については、百六十九兆円を超える被害額が見込まれていることを想起すれば、より効果的な復旧・復興の対応策が求められている。今回の震災を教訓に様々な観点から検討を行い、対応に万全を期するべきである。

また、被害総額の算定方法の妥当性、これまで投下された復興予算の規模の適正性、民間に対する補償の在り方、効率的かつ迅速な復旧・復興の進め方について、あらゆる知見を活用して徹底した検証を行うべきである。特に今後発生が予測されている南海トラフ巨大地震については、百六十九兆円を超える被害額が見込まれていることを想起すれば、より効果的な復旧・復興の対応策が求められている。今回の震災を教訓に様々な観点から検討を行い、対応に万全を期するべきである。

(4) 社会保障制度の改革に当たっては、給付の重点化、制度運営の効率化を進めることにより、国民負担の増大を抑制しつつ、世代間格差を是正する制度を実現すべきである。また、救急医療体制の整備、医療従事

を含め、被災地に必要かつ十分な支援が確実に届くよう最大限の努力をするとともに、引き続き震災関連死の防止に全力で取り組むべきである。

者、介護従事者の十分な確保、後発医薬品の普及促進、国公立病院等の経営状況の改善等に全力で取り組むとともに、リビング・ウィルの制度化を含めた終末期医療の在り方についての検討を加速すべきである。

さらに、生活保護制度の運用に当たっては、被保護者の自立支援を充実させるとともに、不正・不適正受給対策を推進すべきである。

社会福祉法人の財務については、透明性を高めるとともに、内部留保の使用目的を明確化するように指導すべきである。

(5) エネルギー政策については、原子力規制委員会の任務の遂行における独立性の確保に十分留意すべきである。また、高速増殖原型炉もんじゅにおいて機器の保守管理に多数の不備が発生したことは極めて遺憾である。本件に係る責任の明確化を図り、再発防止の体制整備に全力で取り組むべきである。また、現在使用されていないリサイクル機器試験施設については、その利活用方策を早急に検討すべきである。さらに、放射性廃棄物の最終処分地の選定作業が遅延している現状にかんがみ、国民の理解の促進、地元住民への説明等において国が主導的な役割を果たすべきである。

また、太陽光発電等の再生可能エネルギーの普及が促進されるような環境整備に努めるとともに、最先端の技術開発を推進すべきである。

(6) 我が国経済については、長期にわたるデ

フレと景気低迷からの脱却を実現することが直面する課題であるが、その後も長期的に安定した成長を実現していくためには、規制緩和を推進しつつ、道州制を見据えた経済成長戦略を実行していく必要がある。

また、内外の潜在需要を顕在化させつつ、中小企業やベンチャー企業が効果的に資金調達できる枠組みを検討するなど、民間投資を喚起する必要がある。加えて、観光資源等のポテンシャルを活かし、世界の多くの人々を地域に呼び込む社会の実現に努めるべきである。

成長戦略を実行するには、日本国内のみならずグローバル化を活かしたヒト・モノ・カネが自由に行き来できる環境を整備することが必要であり、それを支える足元のインフラのひとつである日本籍船の海上輸送の国際競争力強化、船員の確保・養成を図り、経済安全保障を強化していくことは重要な課題である。また、世界的な水問題に対し、我が国企業の強みを生かしてその解決に貢献するため、水ビジネスの積極的な国際展開を進めるべきである。

労働者の賃金上昇と雇用の拡大によつてデフレからの脱却を図るよう政府としても引き続き必要な役割を果たすべきである。また、行政職場における臨時非常勤の増加に留意し、その処遇改善を図るべきである。

(7) 独立行政法人改革に当たっては、国民に対する説明責任を果たすために、運営費交付金の使途を明確にして、透明性のある効

率的な業務運営を行うよう見直しを進めるべきである。また、法人役員の責任の明確化、監事の機能強化、再就職規制の導入等により徹底した内部統制の確立を図るべきである。

(8) 航空行政の実施に当たっては、国際競争基盤としての空港の重要性を十分に認識し、首都圏空港、近畿圏・中部圏空港、一般空港それぞれの機能が十分に発揮されるよう役割の明確化を図るとともに、各空港の利便性の一層の向上に努めるべきである。また、企業再生への対応に当たっては、会社間の健全な発展、安全対策の適切な実施について、十分配慮する必要もある。

(9) 拉致問題の解決に当たっては、拉致事件の規模や被害者数が想定以上に大規模となる可能性が生じていることにかんがみ、全ての拉致被害者の安全確保及び即時帰国、特定失踪者の消息解明、また、拉致に関する真相究明などに全力をあげて取り組むべきである。

2 会計検査院が検査報告で指摘した不当事項については、本院もこれを不当と認める。

政府は、これらの指摘事項について、それぞれは正の措置を講じるとともに、綱紀を粛正して、今後再びこのような不当事項が発生することのないよう万全を期すべきである。

3 決算のうち、前記以外の事項については不法又は不当な収入支出は認められないため異議がない。

政府は、今後予算の作成及び執行に当たって

は、本院の決算審議の経過と結果を十分考慮して、行財政改革を強力に推進し、財政運営の健全化、行政の活性化・効率化を図るとともに、政策評価等の実施を通じた効果的かつ効率的な行政を推進し、もつて国民の信託にこたえるべきである。

右報告する。

平成二十六年六月十六日

決算行政監視委員長 松浪 健太
衆議院議長 伊吹 文明殿

平成二十三年 一般会計歳入歳出決算、平成二十三年 特別会計歳入歳出決算、平成二十三年 国保税納金整理資金受払計算書及び平成二十三年 政府関係機関決算書に関する報告書

一 決算の内容

1 平成二十三年 一般会計歳入歳出決算
平成二十三年 一般会計歳入歳出決算は、歳入決算額百九兆九千七百九十五億二千七百六十一万四千円、歳出決算額百兆七千五百四十四億九百三十三万四千円であり、差引き九兆二千六百四十一億千八百四十八万四千円の剰余を生じたが、この剰余金は、財政法第四十一条の規定により、平成二十四年度の一般会計の歳入に繰入れ済みである。

なお、平成二十三年における財政法第六条の純剰余金は、一兆九千七百九十億四千七百四十六万四千円である。

以上の決算額を予算額等と比較すると、歳入においては、予算額百七兆五千四百億六千六百八十五万四千円(当初予算額九十二兆

四千百十六億二千七百七十一万四円余、予算補正追加額十七兆五千七百八十三億二千五百四十四万四円余、予算補正修正減少額二兆四千七百九十四億六千六百四十万四円余に比し、二兆四千六百九十億六千七百六十六万四円余の増加となっている。

歳出においては、予算額百七兆五千四百億六千六百八十五万四円余(当初予算額九十二兆四千百十六億二千七百七十一万四円余、予算補正追加額二兆六千五百十五億三千八百六十八万四円余、予算補正修正減少額五兆五千五百二十六億八千四百五十四万四円余)に前年度繰越額三兆二千三百三十億五千二百二十二万四円余を加えた歳出予算現額百七兆七千二百三十五億七千七百七十四万四円余に対し、支出済歳出額は百兆七千五百五十四億九百三十三万四円余であり、その差額は十兆八十一億七千九百四十四万四円余である。このうち、翌年度繰越額は七兆五百六十八億六千六百万四円余(明許繰越六兆九千三百二十八億九千三百二十二万四円余、事故繰越千二百三十七億百二十二万四円余)、不用額は二兆九千五百十二億四千四百九十三万四円余である。

債務負担額(保証債務及び損失補償債務の負担額を除く)は、平成二十三年年度末現在七百二十兆六百二十四億四十六万四円余であり、この債務のうち、公債は六百七十二兆五千五百十九億四千八百六十九万四円余である。保証債務及び損失補償債務負担額は、平成二十三年年度末現在四十七兆三千五百八億六千五百八十八万四円余である。

2 平成二十三年年度特別会計歳入歳出決算
平成二十三年年度の特別会計の数は十七であ

り、その歳入歳出の決算額の合計額は、歳入四百九兆九千二百三十六億七千二百七十七万四円余、歳出三百七十六兆四千六百三十一億七千八百九十九万四円余である。また、翌年度繰越額の合計額は十四兆二千九百三十七億二千三百八十三万四円余、不用額の合計額は二十三兆六千三百七十億六千六百三十三万四円余である。

3 平成二十三年年度国税収納金整理資金受払計算書
平成二十三年年度の国税収納金整理資金の受入れ及び支払いは、資金への収納済額五十二兆三千三百五十七億九千四百四十七万四円余、資金からの一般会計等の歳入への組入額等五十一兆六千六百六十六億六千三百五十一万四円余であり、差引き七千二百九十一億三千九十五万四円余が平成二十三年年度末の残余資金となる。

4 平成二十三年年度政府関係機関決算書
平成二十三年年度の政府関係機関の数は三であり、その収入支出の決算額の合計は、収入一兆七千七百一十一億六千六百九十九万四円余、支出一兆二千七百三十三億六千八百八十二万四円余である。

二 議決の内容
平成二十三年年度の一般会計歳入歳出決算、特

別会計歳入歳出決算、国税収納金整理資金受払計算書及び政府関係機関決算書につき、次のとおり議決すべきものと決定した。

本院は、平成二十三年年度決算について、予算執行の実績とその効果、会計検査院の検査報告などに重点を置いて審議を行ってきたが、さらに改善を要するものが認められるのは遺憾である。

1 予算の執行状況などからみて、所期の目的が十分達成されるよう、なお一層の努力を要する事項などが見受けられる。

次の事項がその主なものであるが、政府は、これらについて特に留意して適切な措置を執り、その結果を次の常会に本院に報告すべきである。

(1) 決算の参照書類である「国の債務に関する計算書」に多数の誤りがあつたことについては、決算に関連する各計数の信頼性を損ないかねない重大な事態であり、誠に遺憾である。政府は、深く反省するとともに、二度とこのようなことが生じないよう改善し再発防止に取り組むべきである。

(2) 財政健全化については、国の財政は、国と地方を合わせた公的債務残高が年々増加の一途を辿り、非常に厳しい状況にあることから極めて重要な課題であると認識しなければならぬ。政府は、財政運営に対する信認を確保するため、国と地方の基礎的財政収支の黒字化、公的債務残高の対国内総生産比の安定的な低下を可能な限り早期に実現すべきである。そのため、昨年八月に策定された「中期財政計画」を踏まえ、財

政健全化に向けた現実的かつ具体的な道筋を可及的速やかに国民に示すべきである。

また、基礎的財政収支が黒字化された場合であっても、依然として多額の国債費の支払が必要となることを国民に対し十分に周知すべきである。

あわせて、歳出面については、社会保障支出の見直しに取り組むとともに、行政事業レビュー・政策評価の適切な反映など予算のPDCAを徹底し、税金の無駄遣いを削減し、予算の重点化・効率化を進め、歳入面については、政策税制の適正化に向けた取組を進めるなど、歳入・歳出改革に全力で取り組むべきである。

補正予算の編成に当たっては、その規模が過大にならないよう事業の必要性等の精査を厳格に行い、財政規律の確保に努めるべきである。

また、予算統制の観点、財政の健全性の確保の観点から、ストック及びフローに関する国の財務情報を把握することが重要であり、インフラ資産の固定資産台帳の整備等の検討とともに、複式簿記、発生主義に基づく財務諸表の開示に努めるべきである。さらに、税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現のため、マイナンバー制度の活用等を含めた税の徴収基盤の一層の強化を図るとともに、税務当局の職員の能力の向上に努めるべきである。

(3) 東日本大震災からの復旧・復興については、一昨年、復興予算の使途が問題となつたことに続き、自治体などが基金を造成し

て行う復興事業においても同様の事態が見受けられ、これらについて、政府において使途の厳格化の対応が図られているが、他方で、多額の繰越、不用額が生じているなど、復興に関する問題は未だ解消されていない。政府においては、復興関連の事業に対し適切に点検を行い、事業用地の取得迅速化のために既存の制度の抜本的な見直しを含め、被災地に必要かつ十分な支援が確実に届くよう最大限の努力をすることともに、引き続き震災関連死の防止に全力で取り組むべきである。

また、被害総額の算定方法の妥当性、これまで投下された復興予算の規模の適正性、民間に対する補償の在り方、効率性かつ迅速な復旧・復興の進め方について、あらゆる知見を活用して徹底した検証を行うべきである。特に今後発生が予測されている南海トラフ巨大地震については、百六十兆円を超える被害額が見込まれていることを想起すれば、より効果的な復旧・復興の対応策が求められている。今回の震災を教訓に様々な視点から検討を行い、対応に万全を期するべきである。

東京電力株式会社による被害者への賠償金の支払い対応については、迅速かつ誠実に行われるよう指導すべきである。

なお、会計検査院においては、今回の復興関連の事業について、正確性、合規性、経済性、効率性及び有効性の観点から検査を行うとされている会計検査院法の趣旨に沿った検査が行われていると言ひ難いと

の指摘もある。各事業の適正性及び政策効果の検証を一段と深め、国民の負託に応えるべきである。

(4) 社会保障制度の改革に当たっては、給付の重点化、制度運営の効率化を進めることにより、国民負担の増大を抑制しつつ、世代間格差を是正する制度を実現すべきである。また、救急医療体制の整備、医療従事者、介護従事者の十分な確保、後発医薬品の普及促進、国公立病院等の経営状況の改善等に全力で取り組むとともに、リビング・ウィルの制度化を含めた終末期医療の在り方についての検討を加速すべきである。

さらに、生活保護制度の運用に当たっては、被保護者の自立支援を充実させるとともに、不正・不適正受給対策を推進すべきである。

社会福祉法人の財務については、透明性を高めるとともに、内部留保の使用目的を明確化するよう指導すべきである。

(5) エネルギー政策については、原子力規制委員会の任務の遂行における独立性の確保に十分留意すべきである。また、高速増殖原型炉もんじゅにおいて機器の保守管理に多数の不備が発生したことは極めて遺憾である。本件に係る責任の明確化を図り、再発防止の体制整備に全力で取り組むべきである。また、現在使用されていないリサイクル機器試験施設については、その利活用方策を早急に検討すべきである。さらに、放射性廃棄物の最終処分地の選定作業が遅

延している現状にかんがみ、国民の理解の促進、地元住民への説明等において国が主導的な役割を果たすべきである。

また、太陽光発電等の再生可能エネルギーの普及が促進されるような環境整備に努めるとともに、最先端の技術開発を推進すべきである。

(6) 我が国経済については、長期にわたるデフレと景気低迷からの脱却を実現することが直面する課題であるが、その後も長期的に安定した成長を実現していくためには、規制緩和を推進しつつ、道州制を見据えた経済成長戦略を実行していく必要がある。

また、内外の潜在需要を顕在化させつつ、中小企業やベンチャー企業が効果的に資金調達できる枠組みを検討するなど、民間投資を喚起する必要がある。加えて、観光資源等のポテンシャルを活かし、世界の多くの人々を地域に呼び込む社会の実現に努めるべきである。

成長戦略を実行するには、日本国内のみならずグローバル化を活かしたヒト・モノ・カネが自由に行き来できる環境を整備することが必要であり、それを支える足元のインフラのひとつである日本籍船の海上輸送の国際競争力強化、船員の確保・養成を図り、経済安全保障を強化していくことは重要な課題である。また、世界的な水問題に対し、我が国企業の強みを生かしてその解決に貢献するため、水ビジネスの積極的な国際展開を進めるべきである。労働者の賃金上昇と雇用の拡大によって

デフレからの脱却を図るよう政府としても引き続き必要な役割を果たすべきである。また、行政職場における臨時非常勤の増加に留意し、その処遇改善を図るべきである。

(7) 独立行政法人改革に当たっては、国民に対する説明責任を果たすために、運営費交付金の使途を明確にして、透明性のある効率的な業務運営を行うよう見直しを進めるべきである。また、法人役員の責任の明確化、監事の機能強化、再就職規制の導入等により徹底した内部統制の確立を図るべきである。

(8) 航空行政の実施に当たっては、国際競争基盤としての空港の重要性を十分に認識し、首都圏空港、近畿圏・中部圏空港、一般空港それぞれの機能が十分に発揮されるよう役割の明確化を図るとともに、各空港の利便性の一層の向上に努めるべきである。また、企業再生への対応に当たっては、会社間の健全な発展、安全対策の適切な実施について、十分配慮する必要がある。

(9) 拉致問題の解決に当たっては、拉致事件の規模や被害者数が想定以上に大規模となる可能性が生じていることにかんがみ、全ての拉致被害者の安全確保及び即時帰国、特定失踪者の消息解明、また、拉致に関する真相究明などに全力をあげて取り組むべきである。

2 会計検査院が検査報告で指摘した不当事項については、本院もこれを不当と認める。

平成二十六年六月十九日 衆議院会議録第三十三号

平成二十一年度国有財産増減及び現在額総計算書に関する報告書
産増減及び現在額総計算書に関する報告書 平成二十一年度国有財産無償貸付状況総計算書に関する報告書

三〇

政府は、これらの指摘事項について、それぞれ是正の措置を講じるとともに、綱紀を肅正して、今後再びこのような不当事項が発生することのないよう万全を期すべきである。

3 決算のうち、前記以外の事項については不法又は不当な収入支出は認められないため異議がない。

政府は、今後予算の作成及び執行に当たっては、本院の決算審議の経過と結果を十分考慮して、行財政改革を強力に推進し、財政運営の健全化、行政の活性化・効率化を図るとともに、政策評価等の実施を通じた効果的かつ効率的な行政を推進し、もって国民の信託にこたえるべきである。

右報告する。

平成二十六年六月十六日

決算行政監視委員長 松浪 健太

衆議院議長 伊吹 文明殿

平成二十一年度国有財産増減及び現在額総計算書に関する報告書

一 本件の内容

平成二十一年度中の国有財産の増減額は、総増加額十二兆六千七百四十五億二千五百七十五万円余、総減少額七兆六千六百八十七億二千三百三十三万円余であり、差引き純増加額は五兆五十八億四千四百二十二万円余である。

これを平成二十年度末現在額百二兆三千六百九十億三千六百九十四万四千円余に加算すると、平成二十一年度末現在額は百七兆三千七百四十八億四千三百三十六万四千円余である。

平成二十一年度末現在額の内訳を分類別、区

分別にみると、分類別では行政財産三千五百兆二千六百三十四億四千四百六十九万四千円余、普通財産七十二兆三千四百九十九億九千六百六十六万四千円余、区分別では政府出資等六十五兆五千三百三十三億四千四百一十一万四千円余、土地十九兆三千八百三十八億三千八百六十六万四千円余、立木竹六兆八千五百九十億七千七百一十一万四千円余、工作物六兆六千八百八十四億九千二百二十二万四千円余、建物四兆五千七百七十億五千八百四十万四千円余等である。

なお、区分別の増減の主なもの、増加が政府出資等十兆九千七百二十三億五千九百九十八万四千円余、土地四千七百七十二億三千八百八十八万四千円余、土地四千六百六十六億七千六百六十四万四千円余であり、減少が政府出資等六兆五千二百三十億七千七百七十八万四千円余、土地五千四百七十五億五千八百七十七万四千円余、建物二千七百一億八千二百五十八万四千円余である。

二 本件の議決理由

本件は、これを是認すべきものと認め、その旨議決した次第である。

平成二十六年六月十六日

決算行政監視委員長 松浪 健太

衆議院議長 伊吹 文明殿

平成二十一年度国有財産無償貸付状況総計算書に関する報告書

一 本件の内容

無償貸付を行った国有財産の平成二十一年度中の増減額は、総増加額二千二百二十九億九千七百四十四万四千円余、総減少額二千二百八十二億五千七百八十四万四千円余であり、差引き純減少額は五十二億六千八百八十三万四千円余である。

これを平成二十年度末現在額一兆八百八十八億八千八百七十九万四千円余から差引きすると、平成二十一年度末現在額は一兆八百三十四億二千七百九十五万四千円余である。

平成二十一年度末現在額の内訳は、公園の用に供するもの一兆四百五十五億五千七百七十四万四千円余、緑地の用に供するもの四百四十億八百九十九万四千円余等である。

なお、増減の主なもの、公園の用に供するもので、増加が二千五百八十八億五千二百七十一万四千円余、減少が二千二百二十九億三千三百四十四万四千円余である。

二 本件の議決理由

本件は、これを是認すべきものと認め、その旨議決した次第である。

平成二十六年六月十六日

決算行政監視委員長 松浪 健太

衆議院議長 伊吹 文明殿

平成二十二年度国有財産増減及び現在額総計算書に関する報告書

一 本件の内容

平成二十二年度中の国有財産の増減額は、総増加額十一兆四千九百九十五億五千五百七十七万四千円余、総減少額十七兆六千四百億五千六十六万四千円余、差引き純減少額は六兆八千八百八億九千四百八十八万四千円余である。

これを平成二十一年度末現在額百七兆三千七百四十八億四千三百三十六万四千円余から差引きすると、平成二十二年度末現在額は百一兆九千九百三十九億四千六百四十七万四千円余である。

区

分別にみると、分類別では行政財産三十兆八千九百九十八億七千二百七十四万四千円余、普通財産七十一兆四十億七千四百四十万四千円余であり、区分別では政府出資等六十五兆四千六百六十一億六千九百九十九万四千円余、土地十七兆九千六百四十九億七千三百三十八万四千円余、立木竹六兆九千七百七十三億二千六百七十四万四千円余、建物三兆六千三百三十五億七千七百二十一万四千円余等である。

なお、区分別の増減の主なもの、増加が政府出資等六兆五千七百五十七億九百七十五万四千円余、土地二兆五千八百八十九億二千四百四十九万四千円余、工作物一兆三千三十億五千四百四十九万四千円余、減少が政府出資等七兆六千二百八十八億五千九百七十七万四千円余、土地三兆六千五百五十八億四千五百六十六万四千円余、工作物二兆六千七百七十二億五千五百五十二万四千円余である。

二 本件の議決理由

本件は、これを是認すべきものと認め、その旨議決した次第である。

平成二十六年六月十六日

決算行政監視委員長 松浪 健太

衆議院議長 伊吹 文明殿

平成二十二年度国有財産無償貸付状況総計算書に関する報告書

一 本件の内容

無償貸付を行った国有財産の平成二十二年度中の増減額は、総増加額三千二百七十億七千六百四十四万四千円余、総減少額三千五百六億九千四百五十六万四千円余であり、差引き純減少額は二百三十六億八千八百五十五万四千円余である。

これを平成二十一年度末現在額一兆八百三十四億二千七百九十五万四円余から差し引きすると、平成二十二年未現在額は一兆五百九十八億九百四十万四円余である。

平成二十二年未現在額の用途別の内訳は、公園の用に供するもの一兆二百五十七億四千六百三十八万四円余、緑地の用に供するもの百三十三億四千五百四万四円余等である。

なお、増減の主なもの、公園の用に供するもので、増加が三千七百七十三億九千三百六十八万四円余、減少が三千三百七十二億四百三十六万四円余である。

二 本件の議決理由

本件は、これを是認すべきものと認め、その旨議決した次第である。

平成二十六年六月十六日

決算行政監視委員長 松浪 健太
衆議院議長 伊吹 文明殿

平成二十三年国有財産増減及び現在額総計算書に関する報告書

一 本件の内容

平成二十三年度中の国有財産の増減額は、総増加額八兆六千五百七十七億九千九十九万四円余、総減少額六兆九千九百七十四億七千五百五十三万四円余であり、差し引き純増加額は一兆六千六百三十三億七千二百五十六万四円余である。

これを平成二十二年未現在額一兆九百三十九億四千六百四十七万四円余に加算すると、平成二十三年度末現在額は二兆八千五百四十三億九千九百四万四円余である。

平成二十三年度末現在額の内訳を分類別、区

平成二十六年六月十九日 衆議院会議録第三十三号

平成二十三年度国有財産増減及び現在額総計算書に関する報告書 労働安全衛生法の一部を改正する法律案及び同報告書

分別にみると、分類別では行政財産二十八兆九千六百二十五億十萬四円余、普通財産七十三兆八千九百十八億八千八百九十四万四円余であり、区分別では政府出資等六十八兆六千六百三十九億九千八百三十一万四円余、土地十七兆二千四百五十五億五千五百五十二万四円余、立木竹六兆九千四百四十四億八千四百九十九万四円余、工作物四兆七千七百八十六億六千四百八十六万四円余、建物三兆五千八百三十八億八千四百九十九万四円余等である。

なお、区分別の増減の主なもの、増加が政府出資等七兆九千九百二十五億九千七百六十六万四円余、土地三千四百四十五億七千五百五十八万四円余、工作物三千四百七十七億七千七百六十六万四円余、減少が政府出資等四兆七千四百七十七億五千九百五十三万四円余、土地一兆六千九百九十四億四千四百四十四万四円余、工作物七千三百九十四億三千三百六十九万四円余である。

二 本件の議決理由

本件は、これを是認すべきものと認め、その旨議決した次第である。

平成二十六年六月十六日

決算行政監視委員長 松浪 健太
衆議院議長 伊吹 文明殿

平成二十三年度国有財産無償貸付状況総計算書に関する報告書

一 本件の内容

無償貸付を行った国有財産の平成二十三年度中の増減額は、総増加額二千二百十六億七千七百九十九万四円余、総減少額二千二百七十二億八千四百九十八万四円余であり、差し引き純減少額は百五十六億七千七百九十八万四円余である。

十六億七千七百九十八万四円余である。

これを平成二十二年未現在額一兆五百九十八億九百四十万四円余から差し引きすると、平成二十三年度末現在額は一兆四百四十二億六百六十一万四円余である。

平成二十三年度末現在額の用途別の内訳は、公園の用に供するもの一兆八億八千四百九十九万四円余、緑地の用に供するもの百三十四億九千三百三十三万四円余等である。

なお、増減の主なもの、公園の用に供するもので、増加が千八百二十三億八千八百八十七万四円余、減少が二千七十七億五千四百七十五万四円余である。

二 本件の議決理由

本件は、これを是認すべきものと認め、その旨議決した次第である。

平成二十六年六月十六日

決算行政監視委員長 松浪 健太
衆議院議長 伊吹 文明殿

労働安全衛生法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

平成二十六年四月九日

参議院議長 山崎 正昭
衆議院議長 伊吹 文明殿

労働安全衛生法の一部を改正する法律

労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「安全衛生改善計画等」を「事業場の安全又は衛生に関する改善措置等」に、「安全衛生改善計画」を「特別安全衛生改善計画及び安全衛生改善計画」に改める。

第二十八条第三項第一号中「第五十七条の三第四項」を「第五十七条の四第四項」に、「第五十七条の四第一項」を「第五十七条の五第一項」に改める。

第二十八条の二第二項中「有害性等」の下に「第五十七条第一項の政令で定める物及び第五十七条の二第二項に規定する通知対象物による危険性又は有害性等を除く。」を加える。

第四十六条第一項中「第五十三条及び」を「第五十三条第一項及び第二項並びに」に改め、同条第二項第二号中「第五十三条」を「第五十三条第一項又は第二項」に改め、同条第三項中「すべて」を「全て」に改め、同項第四号イ中「いう」を「い、当該登録申請者が外国にある事務所において製造時等検査の業務を行おうとする者である場合にあつては、外国における同法の親法人に相当するものを含む」に改める。

第五十二条中「登録製造時等検査機関」の下に「(外国にある事務所において製造時等検査の業務を行う登録製造時等検査機関(以下「外国登録製造時等検査機関」という。)を除く。)」を加える。

第五十二条の二中「登録製造時等検査機関」の下に「(外国登録製造時等検査機関を除く。)」を加える。

第五十二条の二の次に次の一条を加える。

(準用)

第五十二条の三 前二条の規定は、外国登録製造時等検査機関について準用する。この場合において、前二条中「命ずる」とあるのは、「請求する」と読み替えるものとする。

第五十三条中「登録製造時等検査機関」の下に「(外国登録製造時等検査機関を除く。)」を加え、同条第五号中「前二条を「第五十二條及び第五十二條の二」に改め、同条に次の二項を加える。

2 厚生労働大臣は、外国登録製造時等検査機関が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その登録を取り消すことができる。

一 前項第一号から第四号まで又は第六号のいずれかに該当するとき。

二 前条において読み替へて準用する第五十二條又は第五十二條の二の規定による請求に応じなかつたとき。

三 厚生労働大臣が、外国登録製造時等検査機関が前二号のいずれかに該当すると認めて、六月を超えない範囲内で期間を定めて製造時等検査の業務の全部又は一部の停止を請求した場合において、その請求に応じなかつたとき。

四 厚生労働大臣が、外国登録製造時等検査機関の業務の適正な運営を確保するため必要があると認めて、その職員をして外国登録製造

時等検査機関の事務所に立ち入らせ、関係者に質問させ、又はその業務に係る帳簿、書類その他の物件を検査せよとした場合において、その立入り若しくは検査が拒まれ、妨げられ、若しくは忌避され、又は質問に対して陳述がされず、若しくは虚偽の陳述がされたとき。

五 厚生労働大臣が、この法律を施行するため必要があると認めて、外国登録製造時等検査機関に対し、必要な事項の報告を求めた場合において、その報告がされず、又は虚偽の報告がされたとき。

六 次項の規定による費用の負担をしないとき。

3 前項第四号の検査に要する費用(政令で定めるものに限る。)は、当該検査を受ける外国登録製造時等検査機関の負担とする。

第五十三條の二第二項中「前条」を「前条第一項若しくは第二項」に改める。

第五十三條の三の表第四十六條第三項第四号の項を次のように改める。

第四十六條第三項第四号	特別特定機械等を製造し、又は輸入する者	特定機械等を製造し、若しくは輸入する者又は特定機械等の整備を業とする者
	製造時等検査	性能検査

第五十三條の三の表第五十條第二項及び第三項、第五十二條の二並びに第五十三條の項中、「第五十二條の二並びに第五十三條」を削り、同項の次に次のように加える。

第五十二條及び第五十二條の二	製造時等検査	性能検査
	外国登録製造時等検査機関	外国登録性能検査機関
第五十二條の三	外国登録製造時等検査機関	外国登録性能検査機関
	外国登録製造時等検査機関	外国登録性能検査機関
第五十三條第一項及び第二項	製造時等検査	性能検査
	外国登録製造時等検査機関	外国登録性能検査機関
第五十三條第三項	外国登録製造時等検査機関	外国登録性能検査機関
	外国登録製造時等検査機関	外国登録性能検査機関

第五十三條の三の表第五十三條の二の項中「第五十三條の二」を「前条」に改める。

第五十四條の表第四十六條第三項第四号の項を次のように改める。

第四十六條第三項第四号	特別特定機械等	第四十四條第一項の政令で定める機械等
	製造時等検査	個別検定

第五十四條の表第五十二條の二及び第五十三條の項を次のように改める。

第五十二條及び第五十二條の二	製造時等検査	個別検定
	外国登録製造時等検査機関	外国登録個別検定機関

第五十四條の表第五十三條の二の項の次に次のように加える。

第五十二條の三	外国登録製造時等検査機関	外国登録個別検定機関
	外国登録製造時等検査機関	外国登録個別検定機関
第五十三條第一項及び第二項	製造時等検査	個別検定
	外国登録製造時等検査機関	外国登録個別検定機関
第五十三條第三項	外国登録製造時等検査機関	外国登録個別検定機関
	外国登録製造時等検査機関	外国登録個別検定機関

第五十四條の二の表第四十六條第三項第四号の項を次のように改める。

第四十六條第三項第四号	特別特定機械等	第四十四條の二第一項の政令で定める機械等
	製造時等検査	型式検定

第五十四條の二の表第五十二條の二及び第五十三條の項を次のように改める。

第五十二條及び第五十二條の二	製造時等検査	型式検定
	外国登録製造時等検査機関	外国登録型式検定機関
第五十四條の二の表第五十三條の二の項の次に次のように加える。	外国登録製造時等検査機関	外国登録型式検定機関
	外国登録製造時等検査機関	外国登録型式検定機関

第五十二條の三	外国登録製造時等検査機関	外国登録型式検定機関
	外国登録製造時等検査機関	外国登録型式検定機関
第五十三條第一項及び第二項	製造時等検査	型式検定
	外国登録製造時等検査機関	外国登録型式検定機関
第五十三條第三項	外国登録製造時等検査機関	外国登録型式検定機関
	外国登録製造時等検査機関	外国登録型式検定機関

第五十七條第一項第一号中口を削り、ハを口とし、二をハとし、同号ホ中「二」を「ハ」まで「に改め、同号ホを同号二とする。

第五十七條の二第二項中「この条」の下に「及び次条第一項」を加える。

第五十八條を削り、第五章第二節中第五十七條の五を第五十八條とし、第五十七條の四を第五十七條の五とし、第五十七條の三の前の見出しを削り、同条を第五十七條の四とし、同条の前に見出しとして「(化学物質の有害性の調査)」を付する。

第五十七条の二の次に次の一条を加える。 (第五十七条第一項の政令で定める物及び通知対象物について事業者が行うべき調査等) 第五十七条の三 事業者は、厚生労働省令で定めるところにより、第五十七条第一項の政令で定める物及び通知対象物による危険性又は有害性等を調査しなければならない。	2 事業者は、前項の調査の結果に基づいて、この法律又はこれに基づく命令の規定による措置を講ずるほか、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を講ずるように努めなければならない。	3 厚生労働大臣は、第二十八条第一項及び第三項に定めるもののほか、前二項の措置に関し、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。	4 厚生労働大臣は、前項の指針に従い、事業者又はその団体に対し、必要な指導、援助等を行うことができる。	第六十六条第一項中「を行わなければならない」を「第六十六条の十第一項に規定する検査を除く。以下この条及び次条において同じ。」を行わなければならないに改める。 第六十六条の九の次に次の一条を加える。 (心理的な負担の程度を把握するための検査等) 第六十六条の十 事業者は、労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師、保健師その他の厚生労働省令で定める者(以下この条において「医師等」という。)による心理的な負担の程度を把握するための検査を行わなければならない。
2 事業者は、前項の規定により行う検査を受けた労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、当該検査を行った医師等から当該検査の結果が通知されるようにしなければならない。この場合において、当該医師等は、あらかじめ当該検査を受けた労働者の同意を得ないで、当該労働者の検査の結果を事業者に提供してはならない。	3 事業者は、前項の規定による通知を受けた労働者であつて、心理的な負担の程度が労働者の健康の保持を考慮して厚生労働省令で定める要件に該当するものが医師による面接指導を受けることを希望する旨を申し出たときは、当該申し出をした労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師による面接指導を行わなければならない。この場合において、事業者は、労働者が当該申し出をしたことを理由として、当該労働者に対し、不利益な取扱いをしてはならない。	4 事業者は、厚生労働省令で定めるところにより、前項の規定による面接指導の結果を記録しておかなければならない。	5 事業者は、第三項の規定による面接指導の結果に基づき、当該労働者の健康を保持するために必要な措置について、厚生労働省令で定めるところにより、医師の意見を聴かなければならない。	6 事業者は、前項の規定による医師の意見を勘案し、その必要があると認めるときは、当該労働者の実情を考慮して、就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮、深夜業の回数の減少等の措置を講ずるほか、当該医師の意見の衛生
委員会若しくは安全衛生委員会又は労働時間等設定改善委員会への報告その他の適切な措置を講じなければならない。 7 厚生労働大臣は、前項の規定により事業者が講ずべき措置の適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。 8 厚生労働大臣は、前項の指針を公表した場合において必要があると認めるときは、事業者又はその団体に対し、当該指針に関し必要な指導等を行うことができる。	9 国は、心理的な負担の程度が労働者の健康の保持に及ぼす影響に関する医師等に対する研修を実施するよう努めるとともに、第二項の規定により通知された検査の結果を利用する労働者に対する健康相談の実施その他の当該労働者の健康の保持増進を図ることを促進するための措置を講ずるよう努めるものとする。 第六十八條の次に次の一条を加える。 (受動喫煙の防止) 第六十八條の二 事業者は、労働者の受動喫煙(室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう。第七十一条第一項において同じ。)を防止するため、当該事業者及び事業場の実情に応じ適切な措置を講ずるよう努めるものとする。	第七十一条第一項中「実施の促進」の下に、「受動喫煙の防止のための設備の設置の促進」を加える。 第七十七條第三項の表以外の部分及び同表第四十六條第二項各号列記以外の部分の項中、「第五十三條を」、「第五十三條第一項」に改め、同表第五十三條の項中「第五十三條を」第五十三條第一	第七十八條の二 事業者は、重大な労働災害として厚生労働省令で定めるもの(以下この条において「重大な労働災害」という。)が発生した場合において、重大な労働災害の再発を防止するため必要がある場合として厚生労働省令で定める場合に該当すると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、事業者に対し、その事業場の安全又は衛生に関する改善計画(以下「特別安全衛生改善計画」という。)を作成し、こ	項に改め、同表第五十三條第二号の項中「第五十三條第二号」を「第五十三條第一項第二号」に改め、同表第五十三條第三号の項中「第五十三條第三号」を「第五十三條第一項第三号」に改める。 第九章の章名及び同章第一節の節名を次のように改める。 第九章 事業場の安全又は衛生に関する改善措置等 第一節 特別安全衛生改善計画及び安全衛生改善計画 第七十九條を削る。 第七十八條の見出し中「の作成の指示等」を削り、同条第一項中「とき」の下に「(前条第一項の規定により厚生労働大臣が同項の厚生労働省令で定める場合に該当すると認めるときを除く。)」を加え、同条第二項を次のように改める。 2 前条第二項及び第三項の規定は、安全衛生改善計画について準用する。この場合において、同項中「第一項」とあるのは、「次条第一項」と読み替えるものとする。 第七十八條を第七十九條とし、第九章第一節中同条の前に次の一条を加える。 (特別安全衛生改善計画) 第七十八條 厚生労働大臣は、重大な労働災害として厚生労働省令で定めるもの(以下この条において「重大な労働災害」という。)が発生した場合において、重大な労働災害の再発を防止するため必要がある場合として厚生労働省令で定める場合に該当すると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、事業者に対し、その事業場の安全又は衛生に関する改善計画(以下「特別安全衛生改善計画」という。)を作成し、こ

れを厚生労働大臣に提出すべきことを指示することができる。

2 事業者は、特別安全衛生改善計画を作成しようとする場合には、当該事業場に労働者の過半数で組織する労働組合があるときにおいてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がないときにおいては労働者の過半数を代表する者の意見を聴かなければならない。

3 第一項の事業者及びその労働者は、特別安全衛生改善計画を守らなければならない。

4 厚生労働大臣は、特別安全衛生改善計画が重大な労働災害の再発の防止を図る上で適切でないとき、厚生労働省令で定めるところにより、事業者に対し、当該特別安全衛生改善計画を変更すべきことを指示することができる。

5 厚生労働大臣は、第一項若しくは前項の規定による指示を受けた事業者がその指示に従わなかった場合又は特別安全衛生改善計画を作成した事業者が当該特別安全衛生改善計画を守っていないと認める場合において、重大な労働災害が再発するおそれがあると認めるときは、当該事業者に対し、重大な労働災害の再発の防止に關し必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

6 厚生労働大臣は、前項の規定による勧告を受けた事業者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

第八十条中「都道府県労働局長」を「厚生労働大臣」に改め、「第七十八条第一項」の下に「又は第四項」を加え、「安全衛生改善計画」を「特別安全衛生

改善計画」に改め、「作成」の下に「又は変更」を加え、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定は、都道府県労働局長が前条第一項の規定による指示をした場合について準用する。この場合において、前項中「作成又は変更」とあるのは、「作成」と読み替えるものとする。

第八十八条第一項中「当該事業場の業種及び規模が政令で定めるものに該当する場合において、当該事業場に係る建設物若しくは機械等（仮設の建設物又は機械等で厚生労働省令で定めるものを除く。）を「機械等で、危険若しくは有害な作業を必要とするもの、危険な場所において使用するもの又は危険若しくは健康障害を防止するため使用するもの」のうち、厚生労働省令で定めるもの」に改め、同条中第二項を削り、第三項を第二項とし、第四項を第三項とし、同条第五項中「第二項において準用する場合を含む。」を削り、「第三項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「第二項において準用する場合を含む。」を削り、同項を同条第五項とし、同条第七項中「第二項において準用する場合を含む。」又は第四項を「又は第三項」に、「第三項」を「第二項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項中「第三項又は第四項」を「第二項又は第三項」に改め、同項を同条第七項とする。

第八十九条第一項中「（同条第二項において準用する場合を含む。）第三項又は第四項」を「から第三項まで」に改める。

第八十九条の二第一項中「（同条第二項において準用する場合を含む。）又は第四項」を「又は第三項」に改める。

第九十三条第二項中「許可」の下に、「特別安全衛生改善計画」を加え、「行なう」を「行う」に改め、同条第三項中「第五十七条の三第四項」を「第五十七条の四第四項」に、「第五十七条の四第一項」を「第五十七条の五第一項」に改め、「専門技術的事項」の下に、「特別安全衛生改善計画」を加える。

第九十六条第三項中「指定登録機関（の下に）外国登録製造時等検査機関、外国登録性能検査機関、外国登録個別検定機関及び外国登録型式検定機関（第百二十三条第一号において「外国登録製造時等検査機関等」という。）を除く。」を加える。

第百三条第二項中「登録製造時等検査機関等」を「登録製造時等検査機関、登録性能検査機関、登録個別検定機関、登録型式検定機関、検査業者、指定試験機関、登録教習機関、指定コンサルタント試験機関又は指定登録機関」に改める。

第百四条中「健康診断並びに」を「健康診断」に改め、「面接指導」の下に、「第六十六条の十第一項の規定による検査又は同条第三項の規定による面接指導」を加える。

第百六条第一項中「第五十七条の五」を「第五十七条の三第四項、第五十八条」に改め、「第六十三条」の下に、「第六十六条の十第九項」を、「整備」の下に「特別安全衛生改善計画又は」を加える。

第百十二条の二第一項第四号中「第五十三条」を「第五十三条第一項（に改め、同項中第十号を第十一号とし、第五号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五 第五十三条第二項（第五十三条の三から第五十四条の二までにおいて準用する場合を含む。）の規定により登録を取り消したとき。

第百十二条の二第二項第三号中「第五十三条」を「第五十三条第一項」に改める。

第百十八条中「第五十三条（を「第五十三条第一項（に改める。

第百十九条第一号中「第五十七条の三第五項、第五十七条の四第五項」を「第五十七条の四第五項、第五十七条の五第五項」に改め、同条第二号中「第八十八条第七項」を「第八十八条第六項」に改める。

第百二十条第一号中「第五十七条の三第一項」を「第五十七条の四第一項」に、「（同条第二項において準用する場合を含む。）若しくは第三項から第五項まで」を「から第四項まで」に改め、同条第二号中「第五十七条の四第一項」を「第五十七条の五第一項」に改める。

第百二十三条第一号中「拒んだ者」の下に「（外国登録製造時等検査機関等を除く。）」を加える。

附則第二条から第二十四条までを削り、附則第二十五条を附則第二条とし、附則第二十六条を附則第三条とする。

附則に次の一条を加える。

（心理的な負担の程度を把握するための検査等に関する特例）

第四条 第十三条第一項の事業場以外の事業場についての第六十六条の十の規定の適用については、当分の間、同条第一項中「行わなければならない」を、「行うよう努めなければならない」とする。

別表第二に次の一号を加える。

十六 電動ファン付き呼吸用保護具

別表第四に次の一号を加える。

十三 電動ファン付き呼吸用保護具

別表第十四に次のように加える。

別表第四第十三号に掲げる機械等

材料試験機、ガス濃度計測器、内圧試験装置、通気抵抗試験装置、粉じん捕集効率測定装置、排気弁気密試験装置、漏れ率試験装置、最低必要風量試験装置、公称稼働時間試験装置及び騒音計

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第六条の規定 公布の日

二 第八十八条、第八十九条第一項、第八十九条の二第一項及び第九十条第二号の改正規定、第二百二十条第一号の改正規定（第五十七条の三第一項を「第五十七条の四第一項」に改める部分を除く。）、別表第二、別表第四及び別表第十四の改正規定並びに次条から附則第五条までの規定及び附則第九条の規定（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号。以下「労働者派遣法」という。）第四十五条第三項の改正規定中「罰則の規定を」に、「第八十八条第七項を」第八十八条第六項に改める部分に限る。） 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

三 第六十六条第一項の改正規定、第六十六条の九の次に一条を加える改正規定、第四百四条の改正規定及び第六十六条第一項の改正規定（第六十三条の下に、「第六十六条の十第九項」を加える部分に限る。）並びに附則第二条から第二十四条までを削り、附則第二十五条

を附則第二条とし、附則第二十六条を附則第三条とする改正規定及び附則に一条を加える改正規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

四 第二十八条第三項第一号、第二十八条の二第一項、第五十七条第一項第一号及び第五十七条の二第一項の改正規定、第五十八条を削り、第五章第二節中第五十七条の五を第五十八号とし、第五十七条の四を第五十七号の五とし、第五十七号の三の前の見出しを削り、同条を第五十七号の四とし、同条の前に見出しを付する改正規定、第五十七号の二の次に一条を加える改正規定、第九十三条第三項の改正規定（「専門技術的事項」の下に、「特別安全衛生改善計画」を加える部分を除く。）、第六百六条第一項の改正規定（第五十七号の五を「第五十七号の三第四項、第五十八号」に改める部分に限る。）、第六百九条第一号の改正規定、第二百二十条第一号の改正規定（第五十七号の三第一項を「第五十七号の四第一項」に改める部分に限る。）、同条第二号の改正規定並びに附則第九条の規定（労働者派遣法第四十五条第三項の改正規定中「第五十七号の五」を「第五十八号」に改める部分に限る。） 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

（譲渡等の制限等に関する経過措置）
第二条 改正後の労働安全衛生法別表第二十六

号に掲げる機械等で、前条第二号に掲げる規定の施行の日（以下「一部施行日」という。）前に製造され、又は輸入されたものについては、同法第四十二条の規定は、適用しない。

（型式検定に関する経過措置）

第三条 改正後の労働安全衛生法別表第四第十三号に掲げる機械等で、一部施行日前に製造され、又は輸入されたものについては、同法第四十四条の二第一項の型式検定を受けることを要しない。

（計画の届出等に関する経過措置）

第四条 一部施行日前に改正前の労働安全衛生法第八十八条第一項の規定により計画の届出をした事業者に係る同条第七項の規定の適用及び労働基準監督署長が一部施行日前にした同項の規定による工事の開始の差止め又は当該計画の変更の命令（同条第一項の規定による届出に係る場合に限る。）の効力については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第五条 この法律（附則第一条第二号から第四号までに掲げる規定については、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為、前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為及び改正前の労働安全衛生法第八十八条第一項の規定に違反する行為（一部施行日以後にした行為のうち、同項に規定する届出をせずに一部施行日から起算して二十九日を経過する日までに開始した工事に係るものに限る。）に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第六条 附則第二条から前条までに定めるものの

ほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、改正後の労働安全衛生法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（作業環境測定法の一部改正）

第八条 作業環境測定法（昭和五十年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第三十二条第三項中「第五十三条」を、「第五十三条第一項」に、「及び第五十二条から第五十三条まで」を、「第五十二条、第五十二条の二及び第五十三条第一項」に、「同法第五十三条及び」を「並びに同法第五十三条第一項及び」に、「同法第五十三条中」を「同項中」に、「同条第二号」を「同項第二号」に、「同条第三号」を「同項第三号」に改める。

第三十四条第一項中「第五十三条」を「第五十三条第一項又は第二項」に改める。

第四十九条の二第三号及び第五十三条中「第五十三条」を「第五十三条第一項」に改める。

（労働者派遣法の一部改正）

第九条 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律の一部を次のように改正する。

第四十五条第三項中「第五十七号の五」を「第五十八号」に改め、「第六十八号」の下に、「第六十八号の二」を加え、「罰則の規定」を「罰則」に、「第八十八条第七項」を「第八十八条第六項」に改める。

労働安全衛生法の一部を改正する法律案
(内閣提出、参議院送付)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、最近の経済社会情勢の変化及び労働災害の動向に即応し、労働者の安全と健康の一層の確保を図るため、化学物質による労働者の危険又は健康障害を防止するための措置を強化するとともに、労働者の精神的健康の保持増進のための措置を充実すること等について定めようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 外国にある事務所において機械等の検査・検定の業務を行う登録製造時等検査機関、登録性能検査機関、登録個別検定機関及び登録型式検定機関の登録の取消要件等を定めること。

2 事業者は、表示義務の対象物及び通知対象物による危険性又は有害性等の調査を行わなければならないこと。

3 事業者は、労働者に対し、医師等による心理的な負担の程度を把握するための検査を行わなければならないこと。また、希望する労働者には医師による面接指導を行い、労働者の健康を保持するために必要な措置について医師の意見を聴いて適切な措置を講じなければならないこと。ただし、産業医を選任しなければならない事業場以外の事業場については、当分の間、当該検査を行うよう努めなければならないものとする。

4 事業者は、労働者の受動喫煙を防止するた

め、当該事業者及び事業場の実情に応じ適切な措置を講ずるよう努めるものとする。ことに、国は必要な援助に努めるものとする。

5 厚生労働大臣は、同一企業での重大な労働災害の再発を防止するために必要があると認めるときは、事業者に対し、その事業場全体の安全又は衛生に関する改善計画の作成を指示することができる。

6 建設物又は機械等の設置等の計画の届出義務を廃止すること。

7 電動ファン付き呼吸用保護具を、譲渡等の制限及び型式検定の対象に追加すること。

8 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

二 議案の可決理由

最近の経済社会情勢の変化及び労働災害の動向に即応し、労働者の安全と健康の一層の確保を図るため、化学物質による労働者の危険又は健康障害を防止するための措置を強化するとともに、労働者の精神的健康の保持増進のための措置を充実すること等について定めることは、時宜に適するものと認め、本案は可決すべきものと議決した。

なお、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。
右報告する。

平成二十六年六月十八日

厚生労働委員長 後藤 茂之
衆議院議長 伊吹 文明殿

(別紙)

労働安全衛生法の一部を改正する法律案に
対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一 リスクアセスメントの義務化については、化学物質のリスクに対する事業者の認識を高めるよう制度の周知を図るとともに、事業者の取組状況を把握し、適宜、化学物質管理対策に活かすこと。

二 ストレスチェック制度は、精神疾患の発見ではなく、メンタルヘルス不調の未然防止を主たる目的とする位置付けであることを明確にし、事業者及び労働者に誤解を招くことのないようにするとともに、ストレスチェック制度の実施に当たっては、労働者の意向が十分に尊重されるよう、事業者が行う検査を受けないことを選んだ労働者が、それを理由に不利益な取扱いを受けることのないようにすること。また、検査項目については、その信頼性・妥当性を十分に検討し、検査の実施が職場の混乱や労働者の不利益を招くことがないようにすること。

三 ストレスチェック制度については、労働者個人が特定されずに職場ごとのストレスの状況を事業者が把握し、職場環境の改善を図る仕組みを検討すること。また、小規模事業場のメンタルヘルス対策について、産業保健活動総合支援事業による体制整備など必要な支援を行うこと。

四 受動喫煙が健康に悪影響を及ぼすことが「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」に

明示されていること及び受動喫煙のない職場を実現するとの政府の目標に鑑み、受動喫煙の防止のための設備の設置を促進するための援助に必要な予算措置を講じ、中小企業に対する支援に努めること。また、本法律の施行状況を見つつ、受動喫煙防止対策の在り方について検討すること。

五 重大な労働災害を繰り返す企業への対応については、今回の改善計画制度を着実に実施する一方、当該企業の個別事業場の法令違反に対しては、引き続き、厳格に対応すること。

六 外国に立地する検査・検定機関の登録制度については、国内の検査・検定機関と同等の機能性・安全性を担保するよう、厳格に運用すること。

七 一定の規模以上の工場の新設等に係る事前届出規制の廃止については、廃止による影響を把握し、労働者の安全衛生を担保できないと判断できる場合には、廃止の見直しを含め、適切に対応すること。

八 全ての労働者の口腔の健康を保持することの重要性に鑑み、歯科口腔保健の推進に関する法律の趣旨も踏まえ、業務と歯科疾患の関連についての知見の収集に努め、収集した知見をもとに、労使関係者の理解を得つつ、職域における歯科保健対策(歯科検診のあり方、産業歯科医の位置づけ等)について具体的に検討を行うこと。

九 じん肺法施行後五十年以上を経過した今なお、多くの粉じん職場でじん肺が発生し続けていることを踏まえ、事業者への対策及び作業員

への安全教育の徹底を図ること。また、東日本大震災によるがれき処理や復興に向けた作業現場における粉じんやアスベスト被害防止のため、作業員への防じんマスクの着用や安全教育などの対策を十分に行うこと。

社会保険労務士法の一部を改正する法律案
右の議案を提出する。

平成二十六年六月十三日

提出者

蘭浦健太郎 森 英介

竹内 譲 上野ひろし

中島 克仁 井坂 信彦

小宮山泰子

賛成者

六見 陽一 外四十五名

社会保険労務士法の一部を改正する法律
社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第二条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(社会保険労務士の業務)」を付し、同条第一項第一号の六中「民事訴訟法(平成八年法律第九十九号)第三百六十八条第一項に定める額」を「二百二十万円」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第二条の二 社会保険労務士は、事業における労務管理その他の労働に関する事項及び労働社会保険諸法令に基づく社会保険に関する事項について、裁判所において、補佐人として、弁護士である訴訟代理人とともに出頭し、陳述をすることができる。

2 前項の陳述は、当事者又は訴訟代理人が自らしたもののみならず、ただし、当事者又は訴訟代理人が同項の陳述を直ちに取り消し、又は更正したときは、この限りでない。
第二十五条の六中「組織的に」及び「共同して」を削る。

第二十五条の九の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(業務の範囲)」を付し、同条の次に次の一条を加える。

第二十五条の九の二 前条第一項に規定するもののほか、社会保険労務士法人は、第二条の二第二項の規定により社会保険労務士が処理することができ、事務を当該社会保険労務士法人の社員又は使用人である社会保険労務士(以下この条及び第二十五条の二十四第四項において「社員等」という。)に行わせる事務の委託を受けることができる。

この場合において、当該社会保険労務士法人は、委託者に、当該社会保険労務士法人の社員等のうちからその補佐人を選任させなければならない。
第二十五条の十一第一項中「共同して」を削る。
第二十五条の二十二第二項に次の一号を加える。

七 社員の欠亡
第二十五条の二十二第二項を削り、同条第三項中「第一項第三号」を「前項第三号」に改め、同項を同条第二項とする。

第二十五条の二十二の五を第二十五条の二十二の六とし、第二十五条の二十二の二から第二十五条の二十二の四までを一条ずつ繰り下げ、第二十五条の二十二の次に次の一条を加える。

第二十五条の二十二の五を第二十五条の二十二の六とし、第二十五条の二十二の二から第二十五条の二十二の四までを一条ずつ繰り下げ、第二十五条の二十二の次に次の一条を加える。

(社会保険労務士法人の継続)

第二十五条の二十二の二 清算人は、社員の死亡により前条第一項第七号に該当するに至つた場合に限る、当該社員の相続人(第二十五条の二十五第二項において準用する会社法第六百七十五條において準用する同法第六百八条第五項の規定により社員の権利を行使する者が定められている場合にはその者の同意を得て、新たに社員を加入させて社会保険労務士法人を継続することができる。
第二十五条の二十四第四項中「社員又は使用人である社会保険労務士(以下この項において「社員等」という。)」を「社員等」に改める。
第二十五条の二十五第二項中「若しくは第六号又は第二項」を「から第七号まで」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第二十五条の六の改正規定、第二十五条の十一第一項の改正規定、第二十五条の二十二第二項に一号を加える改正規定、第二十五条の二十二第二項を削る改正規定、同条第三項の改正規定及び同項を同条第二項とする改正規定、第二十五条の二十二の五を第二十五条の二十二の六とし、第二十五条の二十二の二から第二十五条の二十二の四までを一条ずつ繰り下げ、第二十五条の二十二の次に一条を加える改正規定並びに第二十五条の二十五第二項の改正規定は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

ら施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行の日前に社会保険労務士又は社会保険労務士法人がしたこの法律による改正前の社会保険労務士法第二十一条第一号の六に掲げる業務の範囲を超える行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

理 由

最近における社会保険労務士制度を取り巻く状況の変化に鑑み、厚生労働大臣が指定する団体が行う個別労働関係紛争に関する民間紛争解決手続において特定社会保険労務士が単独で紛争の当事者を代理することができる紛争の目的の価額の上限を引き上げ、社会保険労務士が裁判所において補佐人となる制度を創設し、及び社員が一人の社会保険労務士法人を設立することができることにする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

社会保険労務士法の一部を改正する法律案

(蘭浦健太郎君外六名提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、最近の社会保険労務士制度を取り巻く状況の変化に鑑み、厚生労働大臣が指定する団体が行う個別労働関係紛争に関する民間紛争解決手続において特定社会保険労務士が単独で紛争の当事者を代理することができる紛争の目

平成二十六年六月十九日 衆議院會議録第三十三号

社会保険労務士法の一部を改正する法律案及び同報告書 財団法人日本遺族会に対する国有財産の無償貸付に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

的の価額の上限を引き上げ、社会保険労務士が裁判所において補佐人となる制度を創設し、及び社員が一人の社会保険労務士法人を設立することができることとしようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 厚生労働大臣が指定する団体が行う個別労働関係紛争に関する民間紛争解決手続において、特定社会保険労務士が単独で紛争の当事者を代理することができる紛争の目的の価額の上限を百二十万円に引き上げること。

2 社会保険労務士は、事業における労務管理その他の労働に関する事項及び労働社会保険諸法令に基づく社会保険に関する事項について、裁判所において、補佐人として、弁護士である訴訟代理人とともに出頭し、陳述をすることができることとする。

3 社会保険労務士法人が2の事務の委託を受けることができることについて規定すること。

4 社員が一人の社会保険労務士法人の設立を可能とすること。

5 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

二 議案の可決理由

最近の社会保険労務士制度を取り巻く状況の変化に鑑み、厚生労働大臣が指定する団体が行う個別労働関係紛争に関する民間紛争解決手続において特定社会保険労務士が単独で紛争の当事者を代理することができる紛争の目的の価額の上限を引き上げ、社会保険労務士が裁判所に

おいて補佐人となる制度を創設し、及び社員が一人の社会保険労務士法人を設立することができることとするのは、時宜に適するものと認め、本案は可決すべきものと議決した。
右報告する。

平成二十六年六月十八日

厚生労働委員長 後藤 茂之
衆議院議長 伊吹 文明殿

財団法人日本遺族会に対する国有財産の無償貸付に関する法律の一部を改正する法律案
右の議案を提出する。

平成二十六年六月十七日

提出者

金子 恭之 大塚 高司
盛山 正仁 古賀 篤
古屋 範子 上野ひろし
小宮山泰子
賛成者
あべ 俊子外二十六名

財団法人日本遺族会に対する国有財産の無償貸付に関する法律の一部を改正する法律
財団法人日本遺族会に対する国有財産の無償貸付に関する法律(昭和二十八年法律第二百号)の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

一般財団法人日本遺族会に対する国有財産の無償貸付け等に関する法律

第一条の見出しを「(遺族会に対する無償貸付け)」に改め、同条中「日本国とアメリカ合衆国と

の間の安全保障条約第三条に基づく行政協定第二条により日本国に駐留する合衆国軍隊に提供されている国有財産たる別表第一の建物が返還された」を「次条第二項の規定により同項の特定施設を取得した」に、「この法律の施行の際現に東京都千代田区三年町一番地に主たる事務所を有する財団法人日本遺族会(を)一般財団法人日本遺族会(昭和二十八年三月十一日に財団法人日本遺族会という名称で設立された法人をいう。に、「もとの」を「元の」に改め、「(以下「遺族」という。に、削り、「事業」の下に「であつて厚生労働大臣の指定するもの」を加え、「その建物及び国有財産たる別表第二の土地のうちその建物の使用に必要な部分」を「当該特定施設」に改める。

第三条第一項中「国有財産」を「特定施設」に、「貸付」を「貸付け」に、「左に」を「次に」に改め、同項第三号中「基いて」を「基ついて」に改め、同条第二項中「第一条の規定により貸し付けた財産の所管大臣を「財務大臣」に、「聞き」を「聴き」に、「貸付」を「貸付け」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条第三項中「同項に規定する財産の所管大臣」を「財務大臣」に改め、同条を第四条とする。

第二条第一項中「前条」を「第一条」に、「貸付」を「貸付け」に、「財産を左に掲げる」を「特定施設を同条に規定する」に改め、同項各号及び同条第二項を削り、同条を第三条とし、第一条の次に次の一条を加える。

(民間事業者に対する土地の貸付け及びその土地の上の特定施設の取得)
第二条 政府は、民間事業者に対し、別表に掲げ

る土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の増進とに資する建物の所有を目的として当該土地を貸し付けることができる。

2 政府は、前条の規定による貸付けに充てたるため、前項の規定による貸付けの対価の一部として、同項の土地の上の一棟の建物の一部(以下「特定施設」という。)を取得することができる。別表第二を削り、別表第一を次のように改める。

別表(第二条関係)

- 一 東京都千代田区九段南二丁目五番一 所在
宅地 七千八百七十一・七〇平方メートル
- 二 東京都千代田区九段南二丁目五番六 所在
宅地 八百十二・〇二平方メートル
- 三 東京都千代田区九段南二丁目五番九 所在
宅地 二十八・八七平方メートル
- 四 東京都千代田区九段南二丁目五番十 所在
宅地 百四・七三平方メートル
- 五 東京都千代田区九段南二丁目五番十一 所在
宅地 三十八・六二平方メートル

附 則

(施行期日)
1 この法律は、公布の日から施行する。
(経過措置)

2 この法律の施行の際現に改正前の財団法人日本遺族会に対する国有財産の無償貸付に関する法律第一条の規定によりされている貸付けについては、同法の規定は、この法律の施行後も、改正後の一般財団法人日本遺族会に対する国有

財産の無償貸付け等に関する法律第二条第一項の規定により同項の土地が貸し付けられる日の前日又はこの法律の施行の日から起算して一年を経過する日のいずれか早い日までの間、なおその効力を有する。

理 由

一般財団法人日本遺族会に無償で貸し付けられている建物及び土地の現状に鑑み、政府が、民間事業者に対し当該土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の増進とに資する建物の所有を目的として当該土地を貸し付けることができることとするとともに、その建物の一部を取得し、一般財団法人日本遺族会に無償で貸し付けることができることとする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

財団法人日本遺族会に対する国有財産の無償貸付に関する法律の一部を改正する法律案
案（金子恭之君外六名提出）に関する報告書
一 議案の目的及び要旨

本案は、一般財団法人日本遺族会に無償で貸し付けられている建物及び土地の現状に鑑み、政府が、民間事業者に対し当該土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の増進とに資する建物の所有を目的として当該土地を貸し付けることができることとするとともに、その建物の一部を取得し、一般財団法人日本遺族会に無償で貸し付けることができることとする等の措置を講じようとするものである。

なお、この法律は、公布の日から施行すること

ととしている。

二 議案の可決理由

一般財団法人日本遺族会に無償で貸し付けられている建物及び土地の現状に鑑み、政府が、民間事業者に対し当該土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の増進とに資する建物の所有を目的として当該土地を貸し付けることができることとするとともに、その建物の一部を取得し、一般財団法人日本遺族会に無償で貸し付けることができることとする等の措置を講ずることは、時宜に適するものと認め、本案は可決すべきものと議決した。

右報告する。

平成二十六年六月十八日

厚生労働委員長 後藤 茂之

衆議院議長 伊吹 文明殿

明治二十五年二月二十日
第三種郵便物認可

発行所	
〒一〇五八四四五 東京都港区虎ノ門二丁目 二番四号 独立行政法人国立印刷局	
電 話	
03 (3587) 4294	
定 価	
（本体）	本号一部
三〇円	三六円